

令和 2 年 第 11 回 定 例 会 議 録

招 集 年 月 日	令和 2 年 9 月 10 日 (木曜日)			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	9 月 10 日 10 時 00 分 渡久地政雄議長宣言			
散 会	9 月 10 日 16 時 52 分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 (応 招 議 員)	1	渡久地 政 雄 議員	7	内 間 広 樹 議員
	2	並 里 晴 男 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	虻 江 修 議員	9	内 田 竹 保 議員
	5	島 袋 勉 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	山 城 善 彦 議員	11	亀 里 敏 郎 議員
欠 席 議 員				
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 島 袋 裕 次 君 主 事 金 城 成 君			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	宮 城 弘 和 君
	会 計 管 理 者	東 江 民 雄 君	住 民 課 長	平 敷 兼 清 君
	福 祉 課 長	新 城 米 広 君	農 林 水 産 課 参 事	玉 城 正 朝 君
	農 林 水 産 課 長	西 江 忍 君	建 設 課 長	知 念 利 次 君
	商 工 観 光 課 長	島 袋 英 樹 君	政 策 調 整 室 長	内 間 常 喜 君
	医 療 保 健 課 長	山 城 直 也 君	教 育 行 政 課 長	万 寿 祥 久 君
	公 営 企 業 課 長	亀 里 裕 治 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 城 篤 君
総 務 課 長 補 佐	富 山 維 佐 子 君			
議 事 日 程 及 び 会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和2年第11回伊江村議会定例会議事日程（第1号）

令和2年9月10日（木）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名（9番 内田竹保議員・10番 名嘉 實議員）
第2		会期決定の件
第3		村長の行政報告
第4		一般質問（4人）
第5	報告第6号	令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の提出について
第6	報告第7号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第7	同意第1号	農業委員の任命について
第8	同意第2号	農業委員の任命について
第9	同意第3号	農業委員の任命について
第10	同意第4号	農業委員の任命について
第11	同意第5号	農業委員の任命について
第12	同意第6号	農業委員の任命について
第13	同意第7号	農業委員の任命について
第14	同意第8号	農業委員の任命について
第15	同意第9号	農業委員の任命について
第16	議案第62号	伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第17	議案第63号	伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定について
第18	議案第64号	北部広域市町村圏事務組合規約の変更について
第19	議案第65号	伊江村E&Cセンター送風機機器購入の契約について
第20	議案第66号	村立保育所厨房備品購入の契約について
第21	議案第67号	村立保育所備品購入の契約について

日程	議案番号	件名
第22	議案第60号	令和2年度伊江村一般会計補正予算（第4号）
第23	議案第61号	令和2年度伊江村診療所特別会計補正予算（第2号）

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、令和2年第11回伊江村議会定例会を開会いたします。

(開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 内田竹保議員、10番 名嘉 實議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの5日間にしたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、5日間に決定しました。

日程第3 村長の行政報告を行います。

村長から行政報告の申し入れがありましたので、これを許します。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

令和2年第11回伊江村議会定例会を招集しましたところ、全議員に出席を賜りまして、感謝を申し上げる次第であります。

それでは行政報告を行いたいと思います。

1点目、公立北部医療センター整備協議会及び幹事会の設置について、御報告をさせていただきます。公立北部医療センター設立に向けた基本的枠組みに関する合意書が7月28日に締結され、基本的枠組みの詳細、その他北部医療センターの整備に関して必要な事項について、協議を行う組織として、市町村長が構成される整備協議会及び北部市町村長で構成される幹事会が9月3日に設置され、いよいよ本格的に整備に向けて始動する運びとなっております。また今後のスケジュールについては、今年度基本構想の策定、2021年度に基本計画、2022年度基本設計、2023年度実施設計、2024年度から2025年度において工事をし、2026年、令和6年開院の予定となっております。これらのスケジュールが円滑に進むよう、さまざまな協議事項が幹事会及び協議会において今後、具体的に議論される組織がスタートすることとなっております。

2点目、第51回博報賞の受賞についてでございます。公益財団法人、博報堂教育財団が主催する第51回博報賞に伊江小学校が功労賞に輝いております。誠におめでとうございます。この賞は、児童教育現場の活性化と支援を目的として、財団設立とともに設置され、日本文化、ふるさと共創教育の部分において、伊江小学校はこれまで活動してきた伝統芸能の継承や、平和学習の取組みが評価されての受賞となりました。全国から15件の受賞が決定し、伊江小学校の功労賞は博報賞に続き2番目の成績となり、賞状及び副賞に50万円の贈呈が予定されております。11月13日に東京都において、贈呈式の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症予防により、オンラインによる式典の開催が予定されているということであります。伊江小学校におきましては、今年度140周年記念事業も行われることから、記念式典に併せて喜ばしい報告となりました。誠におめでとうございます。

3点目に児童生徒の活躍状況についてでございます。児童生徒のスポーツ、文化面での活躍状況については、配布した資料のとおりとなっております。後ほど御覧いただきまして、子どもたちを激励いただければと思います。

最後に4点目、建設事業の執行状況について、報告をさせていただきます。令和2年8月25日臨時会以降の建設事業の執行状況は、お手元に配付した資料のとおり、委託業務4件、備品購入4件、合計8件を執行いたしましたので、報告をさせていただきます。

以上で、行政報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第4 一般質問を行います。

通告順次、発言を許します。

8番 島袋義範議員の登壇を許します。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

通告に基づきまして一般質問を行います。1件お願いしたいと思います。

Iターン・Uターンに対する助成制度を創設し、Iターン・Uターンの促進を図れということで、一般質問を行います。

本村の人口減少は、近年歯止めがかからず減少が目立つようになりました。切羽詰まった状況ではないにしろ、今から対策を講じなければならない大変重要な問題だと、私は認識いたしております。今年度、総務課内に初めて、移住コーディネーターが配置され、ようやく人口対策への取組が始まったところです。

本村、産業まつりの平成30年度版の資料によりますと、本村人口のピークは1965年（昭和40年）の8,011人となっております。今年令和2年8月末の本村人口は4,488人と伺っており、ピーク時に比べ実に3,523人もの減少となっております。為政者が現状をどう認識するかによっても、その取組は違うと思いますが、このまま具体的な誘致策がなければ、取返しのつかない状況になると私は大変危惧をいたしております。

全国の過疎地域では「自治の崩壊」や「自治の消滅」等で表現されるように、自治体（町や村）の存続さえも危うい地域も出てきております。

そのような二の舞にならないためにも、村財政の範囲内で多種多様な助成制度を創設し、誘致活動を推進し、知恵を絞り全国にPRしなければならぬと考えております。先進地の中にはIターン・Uターンで移住されてきた皆さんが、積極的に地域活動にも参画し、斬新なアイデアを出し、過疎化への歯止めの一助になっているところもあるようです。

そこで、本村においでも遅ればせながら、Iターン・Uターン者への具体的な助成制度を創設し、本格的に誘致活動に取り組む必要があると考えるが、次の3点について村長の考えをお伺いします。

1. 人口減少問題についてのどのような認識を持っておられますか。
2. 今年度、移住コーディネーターが設置されたが、これまでの活動状況はどうなっているか。
3. Iターン・Uターン移住者に対する助成制度を、早めに創設する考えはないか。以上、3点について、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

島袋義範議員の「Iターン・Uターンに対する助成制度を創設し、Iターン・Uターンの促進を図れ」の御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、総務省が発表した今年1月1日時点の人口動態調査によると、日本の人口は、11年連続で減少し、前年から50万5,000人減少となり、減少数、減少率とも過去最大となっております。44都道府県で人口が減少し、増加は東京、神奈川、沖縄の3都県だけで、偏在がさらに際立っております。沖縄県においては、人口増加は19市町村で、22市町村が人口減少しており、人口減少が進行する社会潮流の中で、小さな離島の本村を取り巻く環境は、極めて厳しい状況にあります。

これまで、人口増加には雇用の創出・拡大及び若者の定住が不可欠であることから、安定的な経済的基盤

の確保、子育て支援、医療施設の充実、居住環境整備、新規就農者の育成支援、移住コーディネーターの設置など様々な施策に取り組んできたところあります。

それでは、1つ目の「人口減少問題について、どのような認識を持っておられますか」についてお答えいたします。人口減少は、地域活力の低下、地域社会の機能低下、地域産業の衰退など様々な問題が懸念されることから、将来にわたり継続的なむらづくりを進めていく上で、人口減少問題は喫緊の最重要課題として、きめ細やかな施策を重点的かつ地道に続けることが大切であると認識をしているところであります。

2つ目の「今年度、移住コーディネーターが設置されたが、これまでの活動状況はどうなっているのか」につきましては、移住コーディネーターにおいては、移住相談や空き家対策の相談窓口、空き家所有者の継続的な意向調査、移住フェアやSNS等を活用した移住定住に関する情報発信の展開やオンラインでの相談窓口開設により、14件の移住検討者の移住相談の実績がございます。

3つ目の「Iターン・Uターンに対する助成制度を早めに創設する考えはないか」につきましては、国、県の支援事業等の情報収集及び先進地優良事例を調査研究しながら、効率的、効果的な移住・定住の受入れ支援事業の推進に取り組んでいきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

ただいまの答弁で14件の移住検討者の移住相談実績があったと答弁されております。その件については、具体的にどういう相談になって、島に移住される可能性があるのか。お伺いしたいと思います。

あと一つ、空き家の実態調査をされましたよね。私が総務課で聞いたところによりますと、空き家としては100件近くあったと。しかしながら賃貸可能な空き家は3件くらいしかなかったと。そして売却可能が7件あったと伺っております。空き家はそれだけあるのに、なぜ3件しか賃貸可能じゃないのか。その辺の理由があると思うんですけども、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

1点目の移住相談の内容でございますけれども、4月以降コロナ禍の影響で、県が県内で予定されていた移住希望者を対象にしたイベントのほとんどが、オンライン化になってございます。その中で6月27日に全国の移住を検討する会員1万5,000人が登録しているサイトで主催されました「みんなの移住フェア2020オンライン」というイベントに、伊江村が沖縄県で唯一、参加をさせていただいております。初めて、オンラインで3件個別相談を受けております。ちなみにこのイベントは、全国74地域の参加がございましたけれども、イベント途中でサイトのとれた方が6,500人おりました、その中で3件の伊江村に興味を示されて御相談があったということでございます。このイベントで個別相談以外にも、伊江村の認知、興味喚起につながったPRができたものと承知をしております。その後4月以降にも同じ仕組みで伊江村独自のオンラインの個別相談を開いたしまして、9月現在までにさきのイベントとあわせて10人のオンラインの相談があったということでございます。

次に、空き家の実態調査につきましてでございますけれども、議員お説のとおり、空き家実態調査101件の空き家がございましたけれども、移住コーディネーターの追跡、アンケート調査等で100件の回答がございました。99%の回答率ということになってございますけれども、そのうち賃貸希望者が3物件ということでございます、その要因につきましては、いろいろとアンケート調査を確認いたしますと、現在は空き家ではあるんですけども、やはり盆、正月には帰省をしたいということ。それとまた仏壇があるということ

で、なかなか空き家として賃貸はできないという状況で希望者が3件ということで承知をしているところがございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

今回、一般質問しました人口問題は、過疎化地域にとっては最重要課題ですが、とても難しい課題、また特効薬があるわけでもなく、難しいことも承知いたしております。今年度初めてコーディネーターが配置されておりましたけれども、本村を紹介するにあたって、コーディネーターが、自然が豊かですよとか、本島にも近く、1日4便も、5便も船が出て便利ですよとか。また人がいいですよとか、そういった説明では、移住してもらえないわけがありません。移住者に対する特典といたしますか。どういうメリットがあって、また生活安定までの間の保障はあるのか。自分の理想とする生活スタイルが島でできるのかどうか。魅力ある島なのか。そういうものがなければ、誰も移住して来れる方はあるわけがありません。今年で本村の第4次総合計画が終了し、令和3年度からスタートする第5次総合計画の策定に、今取り組まれていると思いますけれども、その中で人口問題がどの程度、重要視されて取り上げられているのか気になるところでございます。相当知恵を絞ってかからないと、将来に悔いを残す結果になりはしないかと思えます。そこで全国の過疎地域のIターン、Uターンに対する助成制度を少しばかり紹介して、参考にさせていただきたいと思えます。

まずインターネットで調べて、多くの事例として全国でも標準的な制度といたしますか、それについては、ありますけれども、まず1番目に、出産祝い金、そして保育料の無料、第2子以降への無料、とか医療費の助成、三代ファミリー、同居住宅取得への補助金やリフォーム等に関する助成、補助、引っ越してきたときのその費用。または新築する場合の一部助成、世帯に対するまたは家賃を、家を借りる場合には、子ども1人につき5,000円程度の補助を出すとか。そういうのが、標準的なものらしいんです。そこで具体的に言いますけれども、島根県の海士町、私ども議会でも平成25年10月に所管事務で調査いたしました。そこはIターンを重視しておりまして、岩牡蠣の産地らしいんですけれども、町独自で漁業の後継者をつくるということで、漁業研修制度を創設しております。3年間、研究をするということで、村が来てくれる人に3年間、給料を払ってずっと岩牡蠣の研修をして、岩牡蠣の着床といたしますか。3年間でちゃんと研修しなさいよと。そして種付け期間が終わった4年目からは、給料はなくて自分で出荷して販売し、生活をしてくださいよという制度でやっているところが海士町です。

それから長崎県の五島、インターネットで調べてみましたけれども、東京と限定はしていますけれども、移住者等に最大100万円の移住支援金を支払いますよということ。それから島で起業、事業をするのであれば、そのつながる企業の事業拡大に要する経費の一部を助成しますよということ。それから最大6か月までは家賃を無料にいたしますよという制度。それから島に面接に、どんなところかなということ面接したり、来る場合の旅費についても支給しますよということ。それから空き家リフォーム、先ほど100件も調査しましたけれども、3件しかないというところには、もちろん仏壇があって貸せないというところもあるかもしれませんが、古くてどうしてもリフォームしないと貸せませんよという家があるはずなんです。それ個人がリフォーム代も支払って貸すよということにはならないと思うんです。そういうときに、村が自治体リフォームの経費の今、建設課でやっているあれとは別に、上乘せしてリフォーム代を助成しますよという制度もありますし、Iターンについては、島の子どもたちや出身者が戻ってきて就職した場合に、県の教育委員会で貸与していますよね。その貸与の一部を返還免除しますよという制度も取っております。村長、引っ越し費用はもちろん、村が出しますよという制度、そういう具体的な補助制度をあっちこちでやっているわけです。ですけど本村ではまだ規定など具体的につくっていないと私は思うんです。今まで見たこと

がないから。そういうのをちゃんとやって誘致したらどうかと。また相談するコーディネーターについても、今さっき言ったように「いい島だと」、「緑が自然がいっぱいですよ」だけでは、説明のインパクトがないんです。そういう規定をちゃんとつくって、誘致の活動をしたらどうかというところで私は今、提案をしているところでございます。

このようにあの手、この手でIターン、Uターン移住者を確保するために、血のにじむ努力がなされております。環境の違うところから移住してもらうわけですから、それ相当の対応、助成策を講じなければならぬと思います。逆に本村の前例、環境これまでの習わしとかにとらわれずに、すばらしいアイデアで村を盛り上げてもらえるかもしれません。そういう期待もあります。そういうことで、村長の2期もそうだけれども、次の為政者には、人口を増やすための政策を大きな柱にさせていただきたいと願っております。村長、答弁をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

ただいま島袋義範議員から全国における優良事例といいますか。紹介もございましたが、基本伊江島だけではなくて、定住促進、あるいはUターン、Iターンの中ではまずは基本的には住むところ、次にきて雇用、要するに仕事、働く場所が大体、基本でありまして、そこをどうしていくかという部分で、まずは住宅については空き家の部分もありますが、先ほど島袋義範議員がおっしゃったとおり、100件あるけど借りられるのは3件というように、沖縄の独自の風土、風習から空き家はあるけど、この村がIターン、Uターンした皆さんに貸すというのは躊躇される状況があるということで、村としてはまずは住宅確保という部分で、国のリゾート活性化事業を活用して、定住促進の住宅を今後、協力的に事業構築をして、ここ1年の中においては村営住宅を整備していきたいと思っております。これは国の支援を受けないといけないですけども、そういう部分で仕事の確保についても、村内にいる方もそうですけれども、新たな企業の今、雇用ができるようなキャパシティを広げるような努力を常にやりつつ、その辺の中で帰ってこられるということ、今後やっていきたいと思っております。この答弁書を書く中で、庁議でも申し上げましたが、具体的に国、県の事業以外に村が直接できる、そういう助成制度について、課長の皆さんはどんな感じのをやったらいいか意見を述べてほしいと。先ほど島袋議員が言った、保育料の減免。保育料の減免分をするということは、今村内に住んでいる皆さんとの均衡性を図る上から、減免する金額を給付金にあげるとか、先ほど言った引っ越し費用、あるいは事前に伊江島に来て、伊江島を視察したいというときの旅費、あとは家賃の助成もありました。義範議員がおっしゃった中で、半分程度の意見は課長の中から出ました。どのようにして制度設計をして、村独自の助成事業として構築していくかという部分を今後、精力的にやっていきたいと思っております。いずれにしてもずっと島袋議員がおっしゃっているような、危機的状況というのは共有していると思っておりますので、国、県の事業だけではなくて、村の独自の事業もしないとコーディネーターを配置しても、人口増にはなかなか実績として結びついていかないという現実もあります。また移住コーディネーターも、村として実効的な村独自の助成事業があるという部分であれば、より強力に移住の促進に向けてその相談をする皆さんに働きかけができると思っておりますから、幾つかの提案もありましたし、そういう中で伊江村としてできる部分は今後やっていきたいと思っております。

青年就農交付金という国の事業もありますが、それに該当しない。あるいは該当する皆さんについて、なおかつかさ上げするような村独自の農業、漁業の支援についても、今後検討していきたいと思っております。最後にありました奨学金の免除という部分は、伊江島に来たときには半額は免除しますという制度も既に実施しておりますので、今後もあらゆる方向性から多角的にこう検討しながら、村でできる単独事業、財政

的には限りもありますが、やはり最重要課題という部分で申し上げておりますので、他の施策よりは優先的に予算を振り向けて、人口増にいけるような制度設計を全庁体制でやっていきたいと思っております。これは村行政だけでは、なかなかこう特効薬ありませんから、議会あるいは団体、そして多くの村民の皆さんの提言といいますか。知恵、協力もいただきながら村ぐるみでIターン、Uターンの人口増に向けて取り組んでいければと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

村長も私同様に心配されているのはわかりました。それで例の100件の空き家があるというのを、もったいないなど。例えばほかの地区でも、住むところがある、または生活できる、給料がもらえる、働く場所があると。この2つは最低条件なんです、移住するにしても。この住のことを、この100件の家にちょこっと村費を入れれば、貸せるような住宅がないかどうか。例えば地域によっては移住専用の住宅を何戸かつくっている。海士町についてもそうですけれども、つくっています。そういうところもあるぐらいですので、専用のつくるとなると金も、補助事業であればいいんですけれども、独自でつくるとなると大変ですので、この100件の空き家の中に少し村費を入れれば、すぐ住めるということもあると思うんです。そういう後ろ盾といいますか、「皆さんいらしたら、すぐ住むところもありますよ」というためにも、何戸かそういうところがないかという思いを今いたしております。

それと例の教員宿舎の跡とか、どうなっているかわかりませんが、そういうものをちゃんとリフォームして、このコーディネーターの方が自信をもって誘致、説明ができるような、働きやすいようにぜひ後ろ盾をつくっていただきたいというふうにも思います。

それとあと1点は、先ほど村長のほうからもありましたけれども、この人口問題というのは本当に難しいもので、また課長の皆さんでもそういういろいろと話を出したということですが、これから研究することになっていきますけれども、実際に行って見るのもいいんですけれども、今はもうインターネット時代で、どこの市町村でどういうことをしているというのは、座ってすぐに出せると思いますので、本村で具体的にどういうことができるのかをまず、現地に行くのも大事かもしれないですが、どういうものを行っているか。今はそういう時代なんです。ですから必ずしも「アマンカイ、現地調査シンジャー、イチャーンネーナラン」ということでもないわけだから、そういうのを調べて参考にさせていただきたいと思います。

それと村長がいろいろと話をされていますけれども、具体的にそういうIターン、Uターンに対する助成制度の規定をちゃんと整備してないと、頭では考えていてもそういう制度がなければ、ちゃんとした後ろ盾の規定だろうが、規則がないと、呼べるわけがないと思います。そういうのを早めにつくっていただいて、自信を持って本村に来て頂戴と。そしてあなた方皆さんが来たら、責任を持って住宅など、ここで安心して暮らせるようにできます。やりますよと。それぐらい全部村が準備しておりますというくらいに言えるくらいでないと、来てくれる人はいないと私は思います。さっき言ったのは当たり前ですよ。1日に4便もあるわけだから、本島と一緒に、生活するには。ただ住む場所、働ける場所、そういうのをちゃんと後ろ盾がなければ、来てくれるはずはないと思いますがどうですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

まず、伊江村に移住で来たいという方々はほぼ都会にいるわけです。都会にいるということのPRの中では近離島であるという伊江島は、どちらかというと、ほかの離島よりは条件的には弱いという考え方がある

わけです。都会から沖縄の離島にきたいという方々は、いろいろと理由はあると思います。青い海とかその辺の中でそういう趣味をやりたいと。でも伊江島よりは少しはもっと田舎らしい、要するに自然豊かでもっと離島の特異性といいますか。その辺を享受できるような離島を希望していくという方が多いのではないかと。これは私の個人的な話なんですけれども、沖縄の離島の中では、近離島というのが、いいところもあるけど、都会から移住したいという皆さんに対しては、若干弱いところもあるのかなと思っております。そういう中でこれまで人口増の社会的な増を目指して、これまでも議員の皆さんからいろんな提言、一般質問を受けましたが、まずは村外から考え方、これまでの育ったところの皆さんを受け入れるということは、今まで1島1村で共同体意識をしっかりと持ってやってきた伊江村の共同体、行政という中でいろんな今後の支障が出ないかどうか。ほかのところは出ていますから、まずはずっと申し上げておき、伊江村の人口が4,500人も切って、今第4次総合計画は、概ね5,000人を目指すという将来人口をめどに総合計画をつくっていますし、第5次でも人口の目標は大体それぐらいになろうかと思っています。あと500人を伊江村の人口計画の中で達成していくのは自然増ではなかなか厳しい。やはり社会的な増を目指して、移住政策をしっかりとやっていくことが必要だと、議会もそうですけれども、現在住んでいる皆さんに理解を求めながら、いろんな施策をまずは展開していきたいと思っています。ほかの市町村でやっている移住の100万円を支給してまでも伊江村の人口を今の4,000人、歯止めをかけて5,000人近くにやっていく必要があるということ、ぜひ村民にも理解を得ることができたら、抜本的な施策もできると考えております。

実際これから来年度に向けてできる施策も十分あると考えておりますから、短期的にすぐにできるものは今後、次の年度に向けて内部でしっかりと制度設計をして、発信できるようにしていきたいと思います。島袋議員からあったリフォームの件については、先に村がある程度住めるようにやっていったほうがいいのか。来た人が自分のイメージといいますか。住みたい住居にしたいという改装費について、村が幾らか支援していったほうがいいのか。今後の検討課題だと思ってありますが、いずれにしても今100件の中ですぐ活用できる住宅がどのぐらいあるのか。なければ村が支援をして、ある程度の居住環境ができるような家屋にしていくという方法。最初村がやるのか。来た人が自分で改装したときのリフォーム代を支給していくか、両方やるかとかあります。いずれにしても、先ほどから島袋議員からもありますように、定住移住コーディネーターを配置しましたから、今までとは違って、一步も二歩も前に向けて、コーディネーターの設置を契機として、いろんな国、県の施策もあると思いますが、その補完的な部分で、村独自の移住政策の助成事業を今後精力的に考えながら、人口減少問題のまずは止める。次に増に向かっていけるような政策を今後、議会にも提案しながら一緒に進めていければと考えているところです。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

いろいろと出ましたけれども、Iターン、Uターンの中で村長、最後に一つ提案といいますか、Iターンのほうですね。島の子どもたちが何人島に帰ってくるかなんです。UターンよりもIターンのほうを、私はどっちかという積極的にやるべきじゃないかという考え方ですけれども、例えばこれから3月になると高校生、大学生が卒業しますよね。そのときに伊江島に帰ってくるという場合、住民登録をしますよね。その場合に、窓口で「島ンカイ、ケーティチャールバイ」と、「島で、親父の後継するの」と、あるいは「島で働くの」というのを聞いて、「1年以上いるのであれば、何万円を補助します」とか、そういう制度もつくってPRしたらどうかと私は思っているんですけれども、例えば住民登録で3月の何高校を卒業したけれども、島に帰ってきて役場に入るとか、農協に入る、島で働きたい、島で定住したいと、住みたいという皆さんがいた場合、例えば5万円とか、10万円とかを補助しますよという制度をつくって、村外でPRをして

今、どこでも人を探しているんです、農協でも役場でもそうでしょう。今人がいないと言っているわけでしょう。保育所あたりもですね。そういう制度も具体的につくって発信して、島の子どもたちをぜひ、Uターンよりも、島の子どもたちが島に帰ってきて働けるといふ、そういう制度をぜひつくっていただきたいと提案申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ぜひよろしくをお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

義範議員、今、島出身の「Iターン」と言ったので、逆ですね。

休憩します。

(休憩時刻10時42分)

再開します。

(再開時刻10時42分)

8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

「Iターン」を「Uターン」に訂正をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

いろいろな提言がございました。先ほど来申し上げているとおり、もう人口減少問題については、議員もおっしゃっているとおり特効薬はないということで、あらゆる施策を講じながらやっていかないといけないという部分もあります。産業あるいは風土、文化そういう部分で、伊江島に来たいという島にしたい。村にすることが、一つの有効な手段ではないかという、これまでの為政者も議会も一緒になって、この伊江島をそういう誇り高い住みやすい村にしていこうという部分でやってきたと、私は思っています。今後も一緒になってやりながら、なおかつそれだけでは無理な状況がありますから、そこにもう一つの政策的な施策として、有効な手段を講じて人口減少問題に取り組んでほしいと、そういう要望だと思っておりますから、先ほどありました高校卒業、あるいは大学を卒業して、島に帰ってくる皆さんへの給付については、やはり村民的な議会もそうですが、村民的なコンセンサスも必要ですので、今後も意向調査、村の中でやるかやらないのか、必要なのかわかりませんが、ただPR的なそういうことをやって、伊江村は人口減少対策に本格的に取り組んでいる。島の子どもたち、ぜひ伊江島に帰ってきて伊江島のために頑張ってもらいたいということを発信する意味では、一つ有効な手段だと思っておりますので、いろんな意見を取り入れながら、政策については今後、しっかりと検討していきたいと思っております。先ほど申し上げましたが、私たち役場も一生懸命やりますが、議会をはじめ、各種団体あるいは多くの村民の理解等が根底にありますから、村全体一致して、今の4,500人を5,000人にやっていくんだという機運を、村として盛り上げながら、この人口減少問題については最重要課題として今後取り組んでいきたいと思っておりますので、まずは議員の皆さんの提言、あるいは要望等もぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで8番 島袋義範議員の一般質問を終わります。

次に3番 虻江 修議員の登壇を許します。3番 虻江 修議員。

○ 3番 虻 江 修 議員

通告に基づきまして、一般質問を1件行わせていただきます。

1. 村広報誌「イーハッチャー」にかかる契約について

地方公共団体における契約は、地方自治法第234条により「売買、貸借、請負その他の契約は一般競争入札、指名競争入札、随意契約又は競り売りの方法により締結するものとする」とされています。

昨年6月定例会において事務・事業執行における各種文書の管理について質問させていただきました。そ

れらも含め異なる視点から改めて調査したところ、平成27年度から平成28年度では、支払額が100万円余の大幅な減額になっています。なぜこのような大幅な減額になったのか。

本契約においては、見積り合わせにより執行されたものと料されるが、適正な形で執行されたのか、甚だ疑問を抱かざるを得ない。契約の相手方を特定した上で契約締結交渉をしたとすれば、当該業者との癒着が生じたり、不正に高い代価を支払う結果になる恐れがあること、ひいては住民がそのような疑惑を抱き、行政に対する信頼が損なわれる恐れもあります。

これまでの契約行為については、適正かつ公平に執行されてきたものと信じるしかないのでありますが、本来、見積り合わせとは2人以上の者から契約の目的に対する代価を算定した見積書を提出させ、それを基に、最も有利な条件の相手方を選定し、その者と契約するという方法です。言い換えれば、単に有利な契約条件を獲得することだけではなく、契約手続きの公平さを確保する手段でもあります。

村民から疑惑、疑念を抱かれないために、今後、村当局としてどのように対応していくのか、伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

虻江 修議員の「村広報誌（イーハッチャー）にかかる契約について」の御質問にお答えいたします。

広報誌の印刷業務については、入稿から納品まで短期間であること、更には、企画力、制作力、品質、対応力が求められることから、過去には、納品実績、成果物の信頼度を重視して、慣例的に委託してきた経緯がございましたが、現在は、良質な成果品を低廉な価格で発注するため、見積りを徴して業者を選定しております。

御質問の平成27年度と平成28年度の印刷業務費の差額につきましては、監査委員から指摘を受けて、平成28年度の広報誌印刷業務の見積書を徴して印刷業務を発注したことによるものであります。

議員の御指摘を踏まえまして、さらに契約事務に求められる透明性、公平性、経済性及び公正な競争の促進を図るとともに、職員には、日々の業務において、契約規則や随意契約ガイドライン等に則った契約事務の執行について改めて再確認し、村民目線、客観的視野を持ち、常にその業務が説明責任を果たせるかという意識をもって、業務執行できるよう周知徹底を図ってまいりたいと考えております。今後につきましても、契約事務の透明性、公正性の向上に努めていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

3番 虻江 修議員。

○ 3番 虻 江 修 議 員

今、村長の答弁を伺いました。こちらのほうで想定したというか、模範的な答弁で、これに対して今一瞬、頭の中で悩んでいるところですが、ただお手元に資料がありますけれども、私平成21年からずっと調べさせてもらいました。これまで保管されているイーハッチャー、毎月の全て確認をして、何月号であれば何ページ、そのうちカラーもあったとか、ないとか、一つ一つを全部調査させていただいて、一つの資料にまとめています。その結果、今回の質問に至ったわけですが、確かに村長の言われる慣例的な入稿から納品まで、短期間であるということから、慣例的に対応してきたと。ただ平成28年からは見積りを徴してやっていると。その後に関しては、特に私もどうこうということはなく、普通に正常に行われてきたものだと理解はしています。基本的に自分の考えとしては、税金を無駄に使ってほしくない。その一点なんです。

それをいろんな形で、今までの一般質問の中でも言わせてもらっていますが、自分が基本になっているのは、あくまでもそこです。自分も宮城県という職の中で税金がほとんどやっていたけれども、いかにその税金を徴取するのが大変なのかというのを、やはり身に染みて21年間感じていますので、だからこそ使

う側にとっては、これは貴重な財源なんだと。そういうことを思ってきちんと公平、透明性をもって使っていただきたいというのがまず根底ですから。今回の質問に関しては村長が、これからきちんとやっていくと答弁されていますので、それを信じて私の一般質問、前回はかなり長くなりましたので、今回は早めに自分の中で決めていますので、このとおり執行していただくことを期待して、私の一般質問を終わります。

これは単に、契約行為ですから、この中にもありますけど、ただ単にイーハッチャーだけではないんです。その他の印刷物、その他の契約、いろんな契約、委託契約とかありますけれども、そういったものも含めて、この指針、村長の答弁した内容で執行されることを期待して、私の一般質問を終わります。ほかに何かあればよろしくお願ひします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

ただいまの虻江議員の2回目、一般質問をしっかりと受け止めて、第1回目で答弁したとおり、今後この印刷業務だけではなくて、村全般のそういう発注業務について、しっかりと職員に再度、指導監督を徹底して、税金のありがたさ、あるいは無駄遣いをしないというような指導徹底、さらに教育に努めていきたいと思ひます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで3番 虻江 修議員の一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻10時55分)

再開します。

(再開時刻11時10分)

3番 虻江 修議員。

○ 3番 虻 江 修 議員

一般質問の中で、「売買、貸借、請負その他の契約…」という文言なんですけど、「売買、貸借、請負」を「売買、賃借(ちんしゃく)」というふうに、私が発言しましたので、「貸借(ちんしゃく)」の部分「賃借(たいしゃく)」に訂正をお願いしたいと思ひます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

次に2番 並里晴男議員の登壇を許します。2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

通告に基づきまして、1件の一般質問を行います。

1. 伊江村の人口減少の対策を問う

本村の人口は、令和2年8月末現在で、男2,265人、女2,223人、合計4,488人と、過去から年々減少の傾向にあり、憂慮すべき問題であると思ひます。

このまま人口減少が進むと超過疎の島になり、将来の伊江村が危惧される状況につながることから、その課題解決に向けて、これまで何名もの議員が一般質問や質疑を行い、村当局と議論を重ねてこられました。

その議論を踏まえ、村当局においては伊江村の人口維持・増加を図る目的で、「伊江村子育て支援金」をはじめ、「こども医療費助成」「不妊治療費の助成」その他多くの政策により効果が表れ、子どもの出生率が上がり、近年は少子化の減少が幾分改善してきていると思ひます。

これまで取り組まれた政策については評価しますが、人口減少の大きな課題は、若い人たちや村外で就職が厳しい村出身者のUターンまたはIターンを推進し、島で仕事ができる雇用の環境づくりが、必要であります。そのためには、本村に企業誘致、高所得が得られる産業を構築し多くの村出身者が安心してUターン、Iターンができる環境、さらに村に移住を希望される人たちにも雇用の機会を与える政策が、伊江村の人口

維持・増加に寄与すると考えます。

離島である伊江村は、地理的不便により企業誘致、産業の構築には大きなハードルとなっている事は承知していますが、伊江村において安心して働ける企業誘致、産業の構築は人口減少対策として重要な政策と考えますが、村長の所見を伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

並里晴男議員の「伊江村の人口減少の対策を問う」にお答えいたします。

議員お説のとおり、令和2年8月31日現在の住民基本台帳人口は男2,265人、女2,223人、合計4,488人であり、伊江村の行政経営の指針である第4次総合計画の人口フレームに掲げた将来目標人口5,000人と、約500人の差が生じており、大変厳しいものとなっております。

人口減少の主な要因としては少子高齢化を背景とする「自然減」が影響しているものと思料いたします。

村では、平成28年に「人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、若い世代の転出抑制と転入増加が人口減少対策に最も効果的であると考え「働きがいのある仕事の創出や定住支援等により伊江村に新しい人の流れをつくる」ことを最優先に諸施策に取り組んでおります。また現在は「第5次総合計画」と併せて「次期総合戦略」の策定に向け取り組んでおり、将来目標人口も重要な施策項目として位置づけております。

それでは、議員御質問の「伊江村において安心して働ける企業誘致・産業の構築は、人口減少対策として重要な政策と考えますが、村長の所見を伺います」についてお答えいたします。

これまでも述べてまいりましたが、人口減少問題の克服には、「雇用の場の創出」は極めて効果的な手段だという考えは、議員と全く同感であり、産業分野等のハード面で優先される事業から様々な施策を講じてまいりました。

しかしながら、議員お説の「企業誘致・高所得が得られる産業を構築」するには、いまだ十分とはいえないことも認識しているところであり、村外資本を活かした民間主導の企業誘致を図る取り組みも積極的に検討しているところでもあります。

来年には村内に有料老人ホームの整備が予定されているほか、リゾートホテルの誘致に関心を示す起業家もいることから、それらを突破口に伊江村への企業誘致に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、現在策定作業を進めている「第5次総合計画」、「次期総合戦略」においても、人口減少対策として島に何が必要で、村民が何を求めているかを検証しながら、より広い視点で長期的な展望に立った施策立案ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

これまで多くの議員から、そういった一般質問があるということを私は述べておりますが、平成26年度以降、その人口減少対策等々につきましての一般質問が10件ほどありました。さらに今日突破口で一般質問に触れた島袋義範議員も、同じようにその問題に取り組むということで、一般質問をされています。そしてその他関連事項、つまり少子化問題対策についても、多くの一般質問をしているわけですが、今回私もこれまでの議会、議事録等を拝見して、毎年大体企業誘致、あるいは所得の問題については、毎回議論をされているわけですが、その検討事項をされて、やはり実現的なところが少ないのかなということが今回の一般質問の趣旨でありまして、先ほど答弁書の中でこれまでも検討事項とされていながら、その少しだけ具体的なこ

と書かれています。来年には村内に有料老人ホームの整備が予定されているということも書かれています。この件に関しては、全村民で関心を持っていることだと思います。そこでこの有料老人ホームの進捗状況等につきまして、わかる範囲で答弁をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

ただいまの有料老人ホームの進捗状況につきましてですが、株式会社ヒューマンシステム、母体は熊本県の菊池市にあります。伊江村の法人の登記では、株式会社レイズということで伊江村で法人を登記しております。昨年度におきまして用地の購入は終わっておりまして、今設計の最終段階のほうに入っております。これからの予定としましては、10月の中旬ごろに工事業者の選定に入ります。11月の中旬ごろに工事の発注、契約を予定していると。工事の着工が年を明けまして令和3年1月中旬あたりから工事が着工されます。順調にいけば、完成予定が令和3年8月の中旬あたりということ想定しているそうです。事業開始がその後の9月中旬ごろを予定しています。規模数は30床を今予定しています。その他デイサービスのほうも事業展開する予定ということで、今想定しています。この施設に係る職員等に関しては、今現在17人ほどを想定していると。設立当初に関しては、母体の熊本県、複数施設持っているグループですので、設立当初は熊本県のほうから人員を、当面の間は島に呼んで配置をして、徐々に村内の地元の方を採用していった配置していくと。今は会社の代表西岡和彦社長と申しますが、その中の構想は持っています。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

有料老人ホームの建設につきましては、着々と進んでいるということ聞いて安堵しています。さらに職員数につきましても17人、熊本県のほうから初めはそういう職員が来るということもありますが、その職員も中には定住していただけるような状況も出てくるのかもしれないので、そういったことを併せて、今後その内容等につきましては、株式会社と十分に協議をしながら見守って、いきたいと思えます。

答弁の中でもあります、リゾートホテルの誘致に関心を示す起業家もいるということが答弁されていますが、私も去年、知っている人と話をしたときに、村のほうで村長ともお会いしましたということも報告を受けて、その方の意見の中には、やはり伊江村でホテルをやる場合の条件、必ず条件ではないんですが、あったらいいなと言ったのは、やはり空港の飛行機を使った交通利便といいですか。そこがあることが非常に大事であるということをお話されていました。

リゾートホテルは、去年までは非常に有意義なところもあったかもしれませんが、今年に入って県内で新型コロナウイルスが感染しているときには、観光の需要が相当落ち込んでいて、今後そういった企業が出てくるのかどうか、ちょっと懸念もしますが、本村の場合にはビジネスホテル的な要素、あるいはリゾートホテル、そういったところのもろもろのことをぜひ誘致ができるように、環境整備をしていただければと思います。もちろんリゾートホテルが来るためには、伊江島の魅力をさらに強める必要もあると思いますが、ホテルの誘致関係につきまして、わかりましたら御答弁をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

村長から答弁がございましたリゾートホテルの誘致に関心を示す起業家ということで、お答えされておりますけれども、これにつきましては、今把握できている起業家と申しますのは、大手航空会社とまた本土の

デベロッパーですね。伊江村でのホテル誘致に関心を示してしまして現在、場所の選定とか、地主との交渉に入る段階であると承知をしております。今、デベロッパーと申しましたけれども、デベロッパーというのは、土地とか建物を扱う不動産的な仕事をなさる方で、企画、開発事業をメインに行う、そういった人材をデベロッパーと呼んでいるようでございますが、こういった方が伊江村へのホテル誘致に関して関心を示しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

村としてできる環境づくりというのは、交通の利便性の中で船の利便性もあることですが、先ほど申し上げた空港的活用というのも大きな誘致の環境づくりかと思えます。空港の再開に向けた村長としても、必要だという認識をされていると思えます。私もほかの市町村の、副町長ですか、少しお話をしたときに、ぜひ伊江島の空港の活用性は北部広域として必要であるということをお話をされていたこともありまして、私も大賛成であるということをおし上げたこともあります。空港への再開に向けた村長何か、お考えがありましたら、御答弁をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

伊江島空港の今後の活用方についての御質問ですが、現段階の状況、あるいは今後、村としてどういった感じの取組みをしていくかという感じについて、申し述べたいと思えます。当然空港が再開して定期便が就航すれば、並里議員がおっしゃるような企業誘致、こう急速にいい方向にいくというのは、議員だけでなく、ほかの議員もあるいは村民的にも論を待たないというふうになっております。そういう中で、これまでは伊江島空港の定期便の就航、あるいは不定期でも今の全然飛んでいない状況を改善したいという部分は、伊江村が主体的に県のほうにもずっと要請をして、事務的には県の交通政策課、あるいは防衛局の管理課、そして伊江村という部分でいろいろ詰めてきた経緯もございまして、米軍の制空権の中での自由になかなかこう定期便、要するに航空機の飛べない、難しいという部分があります。今は頓挫していますが、今後、北部法人会というのは、名護市を中心にした企業の集まりですが、そこから北部振興会に伊江島空港を活用して、北部の観光をはじめとした経済振興、あるいは北部全体の振興のために、伊江島空港を今後、ぜひ活用すべきであるという部分が、北部振興会に要望がありまして、北部振興会としても6つの重要事項があります。その中の伊是名、伊平屋の架橋、伊平屋の空港もありますが、伊江島空港の再開も、北部振興会の6つの重要事項の中で、今後強力に取り組んでいくということになっておりますので、これまで伊江村だけでやっていた伊江島空港の問題は、今は北部全体の北部振興会という中で重要事項として取り組んでいくという項目になっております。伊江島空港のある伊江村としては、その中で主体的な役割を果たしていければと思っております。その条件としては、今の1,500メートルとしては、活用が難しいので、法人会は300メートルでしたが、私からどうせやるのであれば500メートル伸ばして2,000メートルにして、東京その辺からの直行便が久米島と一緒にですから、空港の拡張をして、今後の要請活動をしたほうが良いというような提案をしております。

そういう中で一番の課題というか、乗り越えていくべき問題は、やはり米軍の伊江島補助飛行場という基地があって、制空権の関係で航空事業者が自分が飛びたい、要するに利便性が高い時間にこの航空機の乗り入れができるかというのが、大きな課題となっております。空港の拡張とこういう空港に乗り入れする航空事業者がいるかどうか、大きな今後の空港の再開に向けての2つの課題がありますので、伊江村だけでは

なくて北部振興会、北部12市町村会、あるいは経済界、農業委員会、教育長会、農協全ての団体が網羅された組織ですので、まずは伊江村が県に要望してくださいと言われておりますので、その要望を受けて北部振興会として、また県に要望をしていくという今はそういうシナリオを考えております。伊江島空港の再開、活用については、今はそういう状況だということで、理解していただきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

先ほど村長からも、飛行場を活用したことにつきましては、久米島町が先進的な考え方だというようなこともありました。今回の定住促進、人口減少の対策につきまして、資料を探したところ、久米島町がいろんな定住計画、政策については、先進をしているのかと思ひまして、久米島町のホームページから見ますと、地域おこし協力隊というのが活発に行われているのが久米島町でありました。そのホームページで、地域おこし協力隊とは、都市地域から過疎地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が、地域おこし協力隊として委嘱すると。隊員は一定期間、地域に居住して地域協力活動を行いながら、その他その地域への定住、定着を図る取組みであるというような制度概要から、久米島町では現在、19人ですね。この資料を基にしていますが、19人あると。そのうち、その内容と活動状況につきまして、町営塾スタッフが5人、町営寮運営スタッフが3人、中学校学習支援スタッフ4人、その他にも、いろいろインバウンド振興スタッフとか、ちょっと聞き慣れないようなものも、そういったことでされています。合計19人されているという資料がありました。それとさらに沖縄県の協力隊の設置状況というところがありまして、各市町村ではそんなに多くはないんです。大体1人とか、3人とか、その中で久米島町が19人ということで、すごい人数が設置をされています。

久米島町でされている活動状況を見ながら、全国でも推移もありましたので、少しばかり御紹介しますと、30年度に限りまして5,530人、1,061団体、隊員の約4割が女性、隊員の約7割が20代と30代、任期終了後、約6割が同じ地域に定住しているというような資料も書かれています。今回申し上げたいのは、やはり先ほどの定住促進を活発にするためには、そういったホームページ等を活用して、募集をかけるのも、一つの政策と思われるのですが、今後ホームページとかで募集するような政策ができないかどうか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

ただいまの地域おこし協力隊について、答弁させていただきたいと思ひます。今、本村においても、地域おこし協力隊1人配置をしておりますけれども、今はハイビスカス園で地域おこし協力隊を誘致できないかということで、ホームページでもいろいろと御案内しているところでございます。今後におきましても、広く全国にこの伊江村での地域おこし協力隊のお力をお借りする必要があるとございますので、広く周知をいたしまして、村の振興発展に寄与できればと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

さらに企業の誘致に欠かせないのが、やはりインターネット等の環境整備だと思います。幸いに本村には超高速ブロードバンド環境というのができているかと思ひます。この超高速ブロードバンドの状況につきまして、御答弁をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内間常喜君

議員も御存じかと思いますが、平成26年度に北部広域ネットワーク地域整備事業というのがございましたけれども、その中で本部町から伊江村役場まで、光ファイバーの回線を接続していただいて、この地域整備事業という事業の中で、村内7か所に光ファイバーで結びまして、WiMAX基地局という形でつなげてございます。それからその光というものが、活用できることになっておりますし、また県内の大手の携帯運営会社がございますけれども、そこが美ら何とかというコマーシャル等もございますけれども、そういった形で、例えば個人でしたら通常、集落内であつたら十分に活用できますし、また企業、会社を立ち上げて大きな大容量といいますか、通信がほしいということになったら、企業向けのそういった光ファイバーの敷設も可能であると聞いております。そういった形で、本島並みのそういった通信網が伊江村でも活用できますので、企業誘致にはそういったハードルは、そんなに高くはないのかなと認識をしております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

その超高速ブロードバンドの環境が前からあるということは認識をしているわけですが、それを企業の皆さんが活用してといますか。今後そういう環境を整えているわけですから、ぜひ企業が来るには、先ほど島袋義範議員もおっしゃっていましたが、立地条件的なところ、村当局としまして、一緒にこの企業の誘致を計画するとか。そういういろんなことの政策をしていただければと思います。

ちなみに新聞の報道で、北谷町の美浜アメリカンビレッジ地区に、北谷町役場としまして、初めはそういった計画をつくったときには企業が賛同していたんですが、バブル経済の環境で非常に企業の撤退などがあつたと。その対策というか、当時の行政としましては企業誘致のために、町職員の会社訪問が90社余り、延べ350回に及んだとそういうような誘致活動をしている例がありました。役場職員のみならず、私たちもそうなんですが、議員としてもそういった誘致活動というのは必要なのかなと考えています。そういうふうにして、いろんな政策を皆さんでやってほしいわけですが、最後にといますか。先ほど答弁の中にも最後の第5次総合計画に向けて、より広い視点で長期的な展開に立った政策、立案ができるよう取り組んでまいりますということが書かれています。そういう中で、一番大切なことは、先ほど申し上げた人口定住につきましては、いろんな角度から政策をやっていかないと、できないような内容でありますから、1課で検討するべきではなくて、全庁議的に課長の皆さんが積極的にそれに取組むことが、今後の政策を立案しながら、そういう必要があるかと思います。今1週間に一度、庁議が持たれているかと思いますが、ぜひ今後、三役がいなくても、庁議の中で1か月に一回ぐらひは、議会であつた検討事項、今回私が人口減少の一般質問をしていますが、対応について、せめて1か月に1回ぐらひは課長の庁議、課長の皆さんがぜひ時間を割いていただいて、政策、検討会議とでもいいですか。村長、副村長がいなくても、逆にいないほうが活発に意見も出るのかと思います。今後やるのが大切だと思いますが、その点につきまして、御答弁をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

ただいま質問があつたこの第5次総合計画については今、政策調整室のほうでしっかりやっておりますので、その中には職員、課長ではなくて職員会議というのも設置をしておりますので、できればボトムアップ方式で、取りまとめて課長会議に上がってきて、庁議に上がってきて、そういう中で審議をして、ある程度

の策定の要綱が決まりましたら、パブリックコメントも求める必要もありますし、あるいは最終的には伊江村の計画、審議会でも諮るつもりであります。そういう前の前段として担当課任せではなくて、各課長が自らの部署について、今後の伊江村の10年間をどのようにして振興して、なおかつ住民の福祉向上に村としてどういった施策を立案して展開していったほうがいいのかという部分を、通常の庁議ではなくて、ほかの庁議でも個別に2時間、3時間かけてでも議論をして、総合計画を取りまとめてほしいという質問だと思っております。そういう方向性でぜひやっていきたいと思っておりますし、その中では職員会議もありますし、またほかの会議も必要であれば、担当課でやっていくと思っております。議員がおっしゃる各課長が自ら今後の第5次、10年間ですから、伊江村の将来像のあるべき姿に向けて、自分の今いる部署でどのようなことを今後やっていけば、伊江村のさらなる振興発展、住民の福祉向上、あるいは豊かな暮らしに結びついていくかという部分は、自分の問題として考えて、会議の中で発言をしていくように、私からも今後申し上げていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

今回、人口減少についての質問でありましたが、またいろんな角度から質問をさせていただきました。ぜひ全庁議的に、いろんな政策を今後検討していただくよう、要請しまして一般質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで2番 並里晴男議員の一般質問を終わります。

休憩します。

(休憩時刻11時46分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

午前に引き続き、一般質問を行います。

次に9番 内田竹保議員の登壇を許します。9番 内田竹保議員。

○ 9番 内 田 竹 保 議員

通告に基づきまして、一般質問を行います。

1. 島袋秀幸村長の3選出馬についてであります。

島袋秀幸村長は平成25年4月に村長就任以来2期8年の任期を、来年迎えようとしております。1期目は無投票当選でありましたが、2期目は伊江相の村長選挙で、実に44年ぶりの選挙となりましたが、多くの村民から信任を得て、再選となりました。村長就任以来、「お互いに支えあい、誇りを持って、豊かな気持ちで暮らし続けられる村」の実現に全力で取り組まれたことに敬意を表します。

これまでの実績は私から申し上げるまでもなく、村民が周知のとおりであります。これまでの実績はすべて申し上げることは控えますが、直近の事業を申し上げますと、農林水産事業の振興では、畜産総合施設整備、沖縄製糖糖業体制強化事業、陸上養殖可能性調査事業施設、教育振興では、伊江小学校教員宿舍整備、ICT機能強化事業、教育費の負担軽減事業、幼稚園2年保育、商工観光の振興では観光施設の整備、観光客誘致に関する事業、プレミアム付き商品券事業、ほかにはパークゴルフ場整備事業、西保育所建設事業、真謝区・西崎区住環境負担軽減事業、高齢化社会への対応、川平団地建設事業等多岐にわたる事業の完結、または継続をしております。

また、現在も世界的に猛威を振るう新型コロナウイルスの感染拡大で、多くの皆さんがお亡くなりになられ、感染者も拡大を続け、なお先が読めない状況は深刻であります。国・県の予算をはじめ、伊江村独自の予算処置が功を奏し、村民から大変喜ばれているところであります。しかしながら本村の観光振興の観点からすると、これまで「いめんしより伊江島かい」が合言葉ではありましたが、来島自粛要請へととなり、

私たち議会も本部港へ出向き、呼びかけをしたところであります。また村民も沖縄本島及び村内での、不要不急の外出を控えて、これまで伊江村からの感染が皆無の状況は、村民のコロナ感染阻止への意識の高さが伺えます。一刻も早い終息を願うばかりです。

私が述べた実績は、島袋秀幸村長のこれまでの実績の僅か一部ではありますが、これまでの島袋秀幸村長の実績は誰もが認めるところです。これまでの政治手腕と判断力は卓越しており、今後とも伊江村の舵取りとして継続が不可欠です。そこで来年の伊江村長選挙に3期目を目指してほしいと、私のみではなく多くの村民が望んでおります。伊江村振興発展のために、さらなる村の飛躍を図る上で、出馬に期待するものであります。3選出馬について、村長はどのようなお考えなのかお伺いをしたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

内田竹保議員の「島袋秀幸村長の3選出馬について」の御質問にお答えをいたします。

はじめに、これまで世界が経験したことのない新型コロナウイルス感染症の猛威は、私たちの社会生活に大きな影響・制限をもたらし、伊江村の観光をはじめとした産業・経済に甚大な損失を与えております。

村においては、国・県の緊急支援策の迅速・適切な実施に向けて、支援をするとともに、村の新型コロナウイルス感染症対策事業として、感染防止対策をはじめ特別定額給付金、商工観光事業者への支援策を皮切りに、農業・漁業や、教育・福祉分野に国等の補助事業も活用しながら、地域経済や住民生活の再生に向けた緊急支援策を講じてきたところであります。

今後においても必要に応じて感染防止対策と経済支援策を講じていく考えであります。村民、事業者の皆様には、これまでの防止対策と社会活動の自粛等への協力にお礼申し上げ、引き続き県・村等が行う感染防止対策に協力していただきながら、必要な社会経済活動を行っていただきますようお願いをいたします。

さて、私は、平成25年4月に大城勝正前村長の後継者として、無投票当選で村長に就任させていただき、平成29年には44年ぶりとなる投票選挙で多くの村民の御支持、御支援により当選し、2期目の就任をしてから早いもので7年余りを経過しております。

就任以来、村民から負託されたその職責と使命の重さを常に心に刻み、今日まで職員とともに、先人が築かれた基盤を糧に、本村のさらなる振興発展と村民の豊かさ、福祉の向上に全精力を傾注し、村政運営に取り組んでまいりました。

今日までの、議員各位や各団体そして何よりも村民皆様や多くの関係者の皆様の御協力、御支援や叱咤激励に対し、心より改めてお礼と感謝を申し上げる次第であります。

この間、大城村政から引き継いだ人工透析診療施設や、堆肥センターをはじめ、スポーツコンベンションを牽引する全天候型野球場、屋内運動場整備などの施策や重要事項の着実な遂行に努めつつ、第4次伊江村総合計画に盛り込まれた施策の推進と、時代の進展や住民の要望に対応した施策を的確に行い、産業振興、医療・福祉の充実、教育環境整備・学力向上、文化振興、子育て支援、こどもの貧困問題等の解決促進と道路・住宅の充実による住民の快適な居住環境の形成を図り、村の目指す将来像「互いに支えあい、誇りを持って豊かな気持ちで暮らし続けられる村」の実現に、一歩でも近づけるよう取り組んでまいりました。

中でも、村民、観光客から強い要望のあった接岸不能によるフェリー欠航の解消を図る、伊江港改修や狭隘な駐車問題の解決を図る本部港立体駐車場整備、フェリー「ぐすく」の就航は、本島と島を結ぶ唯一の公共交通機関の充実と、利用者の利便性向上及び村の経済振興に寄与したものと考えております。

また、水あり農業への転換を図った国営かんがい排水事業（地下ダム事業）の完了と関連事業整備促進、農業用水の効果的運用を図る土地改良区の運用開始、救急搬送船「みらい」の運航、学校校舎、教員住宅の

整備など村政の各分野において成果を出し少しずつ前進できたのではないかと考えているところであります。

しかしながら、前述したとおりコロナ対策問題を筆頭に「人口減少問題」、「雇用の創出」、「定住促進」、「伊江島空港の再開、活用」、「産業廃棄物処理場」、「ギガスクールの推進及びICT活用の人材育成」、「基地問題」など村政の各分野において、解決すべき課題は依然として山積している状況であると考えております。

特に、現在手掛けているなかで、畜産総合施設、多目的交流施設、屋内体育施設、プール施設整備など任期中に完遂できないものもあり、道半ばとの思いもあります。

今年度策定予定の「第5次伊江村総合計画」や「新行革大綱」を踏まえ、「融和」「協調」「躍進」を旗印に令和の時代、未来に輝き魅力あふれる郷土「伊江島」づくりへの強い気概を持ち、残り任期中コロナ対策をはじめ多くの課題解決に向け、事務事業の執行に万全を期しつつ、3期目に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

9番 内田竹保議員。

○ 9番 内 田 竹 保 議員

ただいまの答弁の最後の部分に、「3期目に向けてしっかりと取り組んでまいりたい」という、答弁がありましたので、本当に安堵と同時に期待を寄せているところであります。しっかりと取り組むということですから、それ以上、一般質問をしてもどうかと思いますが、これまでの村長の実績は誰もが認めるところでありまして、答弁にありましたとおり、コロナ対策が今、まさに問題になっておりまして、それを筆頭に人口減少の問題、雇用の喪失、伊江島空港の再開ということで、午前中に、島袋義範議員、あるいは並里晴男議員が人口減少対策を取り上げて一般質問をしておりました。そして伊江島空港についても、並里晴男議員のほうから空港の質問がありまして、これは村長の午前中の答弁で北部振興会会長を中心に、まず地元の村長が先に行ってもいいのではないかとという答弁がありましたけれども、まさに現村長は北部振興会の会長の要職にもあるわけですから、強力に伊江島空港の再開の問題にも取り組んでいただきたいと思っております。

第5次の伊江村総合計画、向こう5か年間ですよね。そういった計画もありますので、ぜひ3期目に向けてしっかりと取組をお願いしたいと思います。また来年の任期によります村長選挙については、また選挙になるような可能性の話も聞こえておりまして、コロナ対策を優先としながら、また選挙対策にも今、進めていращやると思いますが、さらに組織を強化していただいて、万全な体制で選挙に臨んでもらいたいということをお願いして、力強い取組をしていきますという答弁でありましたので、それ以上、一般質問は控えますけれども、もう一度どうぞ、村長決意を新たにさせていただいて安心をさせていただきたいと思っております。これで私の一般質問を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

第1回目の答弁の繰り返しになるかも知れませんが、加えて2期8年の実績を踏まえまして、その歩みを止めることなく、3期目にしっかりと引き継いで、生み出した事業の完結、そして伊江村の令和の劈頭を飾る、伊江村の土台づくり、伊江村づくりにそれと村民の豊かな暮らしと福祉の向上に再度決意を持って、今後の3期目の選挙に向けてしっかりと取り組んでいければと思っております。また任期中は、村民に公約の実現についても、しっかりとやっていきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで9番 内田竹保議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第5 報告第6号 令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の提出について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

報告第6号 令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の提出について、御説明を申し上げます。

今回の報告については、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。去る令和2年7月20日開催の沖縄県町村土地開発公社の第143回理事会において、承認をされました令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告については、別添のとおり提出するものでございます。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第6号は終わりました。

日程第6 報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、議題とします。

提出者からの報告を求めます。

休憩します。

(休憩時刻13時47分)

再開します。

(再開時刻13時47分)

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、報告を申し上げます。

これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。初めに財政健全化判断比率についてでございます。本村の財政の健全化を判断するための4つの指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率並びに将来負担比率については、それぞれ「－（ハイフン）」となっておりまして、実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担額がないことを表しております。早期健全化基準より大きく下回っており、良好な状態だということでございます。

実質公債費比率におきましては、昨年度より0.3ポイント減の4.6ポイントとなりまして、これにつきましても、早期健全化基準の25%に比較し、極めて低い良好な状態を示しております。

次に、資金不足比率につきましても、伊江村水道事業会計、伊江村船舶運航事業会計ともに「－」となっておりまして、赤字額がないことを示しております。経営健全化基準20%を大きく下回っており、良好な状態であります。なお、普通会計財政健全化審査意見書、並びに水道事業会計、並びに船舶事業会計、それぞれの財政経営健全化審査意見書を添付しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。以上で報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで報告第7号は終わりました。

日程第7 同意第1号から日程第15 同意第9号 農業委員の任命について、一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

同意第1号から同意第9号についての提案理由を御説明申し上げます。

農業委員の選出方法については、平成28年4月1日以降の改正農業委員会等に関する法律により、これまでの選挙制から村長の任命制にかわり、同法第8条第1項の規定により農業委員の任命にあたっては、議会の同意が必要となり、今回ここに提案をしているところであります。提案理由としましては、任期満了によるものでございます。

委員の任命にあたっては、まず認定農業者が、委員の過半数を占めること。農業委員会業務に関し利害関係を有しない者を1人以上加えること。また、年齢、性別等に著しい隔たりが生じないように配慮しなければならないということになっております。今回、各区からの推薦により9名の委員候補者を提案しておりますが、うち認定農業者5人、非農家1人、女性1人、年齢も40代から60代までの構成となっており、法律で定められている条件を全て満たし、かつ9人全て農業委員としての資質、適格性を十分に有しているということで、同意第1号 伊江村字川平203番地の6、玉城増生。同意第2号 伊江村字西江前162番地、玉城正芳。同意第3号 伊江村字東江上148番地、西江 正。同意第4号 伊江村字東江上392番地、大城 進。同意第5号 伊江村字東江前329番地、大城孝美。同意第6号 伊江村字東江前515番地、棚原貴光。同意第7号 伊江村字西江上224番地、知念雄二。同意第8号 伊江村字西江上1696番地、202号、知念順司。同意第9号 伊江村字西江前1553番地の2、303号、大城貴子。の9人について、議会の同意をお願いしたく、ここに提案をしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

新しい農業委員の任期は令和2年10月1日から令和5年の9月30日までの3年間となっておりますので、御審議方よろしくお願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明は終わります。

これから同意第1号から同意第9号の9件について、一括して質疑を許します。

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております同意第1号から同意第9号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第1号から同意第9号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第1号から同意第9号についての討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。お諮りします。

同意第1号から同意第9号の9件について、一括して採決してよろしいでしょうか。〔「異議なし」の声あり〕

これから同意第1号から同意第9号の9件について、一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。〔起立全員〕

起立全員であります。したがって同意第1号から同意第9号 農業委員の任命について、同意することに決定しました。

日程第16 議案第62号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第62号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を

申し上げます。

記載してあります提案理由よりは、少し詳しく説明を申し上げたいと思います。伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例において、特殊勤務手当の種類に感染症防疫等作業に従事した場合に支給する手当として、防疫等作業手当を加えるとともに、新型コロナウイルス感染症の患者等の救護等に従事した職員に対し、防疫等作業手当の特例措置が講じられることに伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために、条例を提案するものでございます。

なお、特殊勤務手当と申しますと、本村の職員が著しく危険、あるいは不快、不健康または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務で給料上、特別な考慮を必要としてかつ、その特殊性を給料で俸給で考慮することが適当でない認められる場合に、従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する手当のことを特殊勤務手当とうたっております。そういうことで本村では現在、第1号10種類の特殊勤務手当がございますが、そのうち今回、提案理由に申し上げております（防疫等作業手当）を加えていくということでございます。

あと1点は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための人事院勧告に国家公務員の防疫等作業手当の特例が今回、設けられました。また、沖縄県人事委員会規則が令和2年7月31日付交付されたことに伴いまして、本村の職員の特殊勤務手当に国、県に準じて措置を行うために本条例に追加をしたいと思いますと考えております。

それではページを開けていただきまして、改正の内容ですが、先ほど説明しましたように2点の改正の内容がございます。まず第2条に次の一部を加えるということですが、現在、特殊勤務手当の種類は10種類ありますと説明いたしましたが、例えば、医師手当であったり、診療所の業務手当、あるいは保健師、あるいは火葬の手当、消防の手当、消防本部員手当とか、あと救急患者の手当とか、あるいは救急患者を搬送するための手当とか、そういったことで10種類の特殊勤務手当がございますが、その次に、次の1号を加えるということで、11号に防疫等作業手当というのを加えていきたいということでの提案でございます。続きまして第15条を第16条、第14条を15条、13条を14条とし、第12条の次に、次の1条を加えるということで、先ほど申し上げました防疫等作業手当を、第13条とするために、これまでの条項が繰り上げて、繰り下がっていくということになります。

第13条で防疫等作業手当は、次に掲げる防疫作業に従事する職員に支給するというもので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に規定する感染症並びに村長がこれらに相当すると認める感染症をいうということで、これわかりづらいですが、第6条第2項というのは、感染症の中で1類から5類の感染症の種別があるそうです。そういったことでこの2項と3項、2項は1類感染、例えば、エボラ出血熱とか、いろいろとありますが、ペストとか、あるいはクリミア・コンゴ出血熱とかということで1類感染ということの病名だそうです。3項は2類の感染症ということで、結核とか、わかりやすいのはジフテリアとか6種類あるそうですございますが、2項の第1類感染というのは、7種類あるそうですございますが、それらの感染症が発生した場合に、あるいは発生する恐れがある場合において感染症の患者、もしくは感染症の疑いのある患者の救護、または感染症の病原体の付着した物件もしくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したときに、この防疫等作業手当を支給いたしますということでございます。

2項では、職員が家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病の蔓延を防ぐ、防止するために行う防疫作業に従事した方ということで規定しておりますが、この家畜伝染病予防法の第2条と申しますと、最近、今年の1月、2月ですか、CSF豚コレラですか。そういったものの防疫等作業とか、あるいは牛でいうと口蹄疫とか、あるいは犬でいうと狂犬病とか、そういったところのものに防疫等作業に従事したときに、その手当を支給いたしますということになっております。

第13条第2号では、前項の手当額は作業に従事した日、1日につき、次の各号に掲げる作業区分に応じて、当該各号に定める額とするということで、前項1号の作業で1日当たり290円、2号の作業は380円ということで非常に安く感じますが、これは国、県に準じて定まっている金額ですから、国、県に準じてその手当をしております。

さて、先ほど申し上げました第2点目の、新型コロナウイルスの感染症の件ですが、これは附則のほうに定めてあります。これは本則に定められた事項に付随して、必要となる事項が定められるということで、それは新型コロナウイルスについては、この防疫と作業手当の特例ということで、附則のほうに定めているということになります。

そういったことで附則の第2号ですが、職員個々が防疫等作業手当の特例です。職員が新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令、第1条に規定する新型コロナウイルス感染症に対応するために、緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合においては、さきほど言った13条の規定は適用しませんよということで、次の第3号ですが、3号がこのウイルスの感染症の作業に従事したときの条項になります。前項の手当額は作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染の患者、もしくはその疑いのある者の身体に接触して、またはこれらの者に長時間にわたり接して行う作業、その他村長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては4,000円）とする。ということで、作業に従事したときは3,000円、あるいは長時間その危険なことに従事した者は4,000円ということで定めております。これについても、国、県に準じて金額を定めております。

そういったことで、今回は防疫等作業手当を今回改めてつくって、その中で特例である新型コロナウイルスの作業に従事するものの手当を、額を定めていると。この2点についての改正ということになっておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。以上で、説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

附則について伺います。附則3 コロナウイルスに従事した者について、1日3,000円と4,000円があるんですが、国や県に準じて金額を決めたということですが、国からも県からも、村からも出るということですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名 城 政 英 君

準じてというのは、その特別な特例に関する金額については準じているということでありまして、それを全て村のほうで支出するということであります。国からは出ません。村だけでの手当であります。

国の国家公務員の規則に準じる。県の県公務員のことに準じるんですが、国は国で、県は県職員ですから、県のほうで支出すると。村は村職員ですから、村のほうで手当を支給するということです。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第62号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第62号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第62号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第62号 伊江村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第63号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第63号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由を御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和2年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年4月30日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、本条例を改正する必要があるため、提案するものでございます。

なお今回の主な改正についてですが、たばこ税の課税方式の段階的な見直し、未婚のひとり親に対する税制上の措置、寡婦控除の見直し、延滞金制度の改正に伴う文言等の整備、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金控除の特例、住宅借入金等特別税額控除の特例、国税における法人税の連結納税制度の見直しによる条例の規定の整備となっております。なお、多岐にわたりますので、住民課長からその改正の詳細について、御説明させていただきますので、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○ 議長 渡久地政雄君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平敷兼清君

それでは今回の改正について、説明いたします。

今回の条例改正の主な内容につきましては、先ほど副村長から申し上げたとおり、改め文の第1条と2条においては、たばこ税の段階的な見直し、第2条において、未婚のひとり親に対する税制上の措置、寡婦（寡夫）控除の見直し、延滞金制度の改正に伴う文言の整備。新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金控除の特例、住宅借入金等特別控除の特例の新設、第3条において、法人税の連結納税制度の見直しによる条例規定の整備となっております。

新旧対照表とお手元に配布しております住民課資料にて説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

それでは新旧対照表、1ページをお願いいたします。改め文の第1条による改正です。第94条第2項に、「ただし、1本当たり重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。」を加え、第94条の第4項に「(同項ただし書きに規定する葉巻たばこを除く。)」を加える改正であります。この改正の内容につきましては、資料1を御確認ください。今回の改正は、販売が拡大している軽量の葉巻たばこ0.7グラム未満が、紙巻たばこと比較して税負担が低いことを踏まえ、課税方式を変更するものであります。これまでの重量比例課税方式から、本数課税方式への変更をしますが、激変緩和等の観点から令和3年9月30日までは、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算する方式を取ります。なお、全体的にたばこ税の引き上げが行われますが、令和2年10月1日より、国、県、村のたばこ税の合計で1当たり1円の引き上げとなります。なお、資料の下段のとおり、この後改め文の第2条の改正において0.7グラム未満の葉巻たばこを1グラム未満とした上で、0.7本から1本

の紙巻たばことみなして、課税する段階的な引上げがあり、令和3年10月1日より施行することとなっております。

新旧対照表に戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。改め文の第2条による改正であります。改正の趣旨として、全てのひとり親家庭に対して、公平な税制を実現する観点から婚姻歴の有無による不公平と、男性のひとり親と女性の一人親の不公平を同時解消するため、未婚のひとり親に対する税制上の措置を講ずるとともに、現行の寡婦控除の見直しを行います。第24条第1項第2号中、「寡夫」を「ひとり親」に改め、第34条の2中、「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を、「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改め、第36条の2第1項ただし書き中、「第314条の2第5項」を、「第314条の2第4項」に改めます。この改正の内容につきましては、資料2の1を御確認ください。

資料2-1は、第24条の改正になります。個人村民税の人的非課税措置について、見直しを行います。現行の寡婦（寡夫）に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、寡婦（寡夫）及びひとり親を対象とします。条件がありまして、改正後の表中段にあるように、合計所得が135万円を超える場合は対象外となり、寡婦（寡夫）及びひとり親については、住民票の続柄に夫（未届）、妻（未届）の記載があるものは、住基上で事実婚状態であるため、対象外といたします。

続きまして、その下、資料2の2を御確認ください。婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、控除額30万円を適用します。それ以外の女性の寡婦につきましては、引き続き控除額26万円を適用しますが、合計所得が500万円以上の女性の寡婦については、改正後の表、薄い網掛けの部分になりますが、男性の寡夫と同様に控除適用外とします。この内容につきましては、令和3年度分以後の個人村民税について適用されます。

新旧対照表に戻っていただきます。第36条の2の下段の改正につきましては、この寡婦控除等の見直しによる地方税法の改正に伴う条項番号の整理を行っております。

3ページ、お願いします。表の中段第94条第2項ただし書き中、「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改めます。これは先ほど第1条で改正した0.7グラム未満の葉巻たばこを1グラム未満とした上で、0.7本から1本の紙巻たばことして、課税する段階的な引き上げであり、令和3年10月1日より施行することとなっております。

次のページをお願いいたします。附則の改正であります。附則第3条の2、第1項及び第2項の改正、次の附則第4条の改正につきましては、租税特別措置法及び地方税法において、延滞金等の割合の見直しや文言の整備による改正であります。資料につきましては、資料3を御確認ください。市中金利の情勢から徴収猶予の場合や法人村民税の納付期限の延長の場合において、延滞金の割合の引き下げと、文言の整備があったことに伴い、資料中の右段のように、それぞれ改正が行われます。特例基準割合を延滞金特例基準割合に改め、法人村民税の徴収猶予の場合や納期限の延長につきましては、加算する割合を1%から0.5%に引き下げられます。

新旧対照表に戻りまして、5ページをお願いいたします。中段中の附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める改正は、地方税法において、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例及び、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の特例が新設されたことに伴う、条番号の整備、第2項の改正は、「47項」から「41項」へ改め、第10条の2という条立てにし、次の条を繰り下げる改正となっております。法附則第15条第41項は生産性控除特別措置法の認定を受けた先端設備等、導入計画に基づいて、機械、設備の課税標準額に乗ずる割合を定めたもので、その割合をゼロとするもの。法附則第64条については、先ほどの第41項の内容について、さらに新型コロナウイルス感染症に特化した制度であります。続きまして、附則第17条第1項中、

第35条の2第1項の次に、「第35条の3第1項」を加える改正。

次のページをお願いします。附則第17条の2、第3項中、「第35条の2」を「第35条の3」に改める改正は、個人が都市計画区域内にある低未利用土地等を譲渡し、一定の要件を満たした場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を上限として控除できる制度の創設に伴い、それぞれ条項番号の整備を行っております。続きまして附則第24条の次に、第25条、第26条を加える改正を行います。第25条において新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例、第26条は新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の整備であります。資料4の御確認をお願いします。附則第25条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る自粛要請を受けて、開催中止となった文化芸術及びスポーツイベントについて、チケットの払い戻しを受けない場合に、当該金額分を寄附とみなし、寄付金控除の対象となるものであります。ただし3項、中段のあたりに記載されているとおり、特例措置を受ける場合としては、主催する事業者が国へ申請し所得税において控除対象となった場合に、住民税においても寄附金控除の対象となるものであります。

②の附則第26条につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって、住宅への入居が遅れた場合でも、期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件の弾力化を図ったものであります。平成31年度の税制改正により、消費税が10%適用される住宅取得をした場合の控除期間を13年間に延長する特例制度が創設されており、令和2年12月末日までの居住要件を1年延長し、令和3年12月末日までとする内容となっております。

新旧対照表に戻りまして、7ページをお願いいたします。7ページから15ページまでは改め文の第3条にある法人税の見直しによる一連の改正であります。資料5と同時に御確認をお願いいたします。国税である法人税の申告におきまして、企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度から、各法人を納税単位とするグループ通算制度へ移行することに伴い、法人村民税において引き続き企業グループ内の法人損益通算の影響を及ぼさないようにする措置を講ずるものであります。今回の改正は資料上段の※印です。※印にあるように地方税である法人村民税は、従来から個別申告方式のため、法人村民税の申告や納付等の制度に変更はありません。国の法人税法の改正や関連する地方税法の文言及び条例番号の整備に伴う、本条例の文言や条例番号の整備を行っています。この改正につきましては、令和4年4月1日からの適用といたします。

新旧対照表に戻っていただきまして、最後のページをお願いいたします。本改正条例の附則であります。第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。とします。第1号 たばこ税の段階的な引上げに係るものであります。（1）第1条中伊江村税条例第94条第2項にただし書きを加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条の規定を令和2年10月1日の施行といたします。第2号、改め文の第2条並びに次条及び附則第3条の規定は、令和3年1月1日施行とします。これは先ほどの延滞金関係の改正に係るものであります。第3号、改め文の第2条中伊江村税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第6条の規定を、令和3年10月1日とします。これもたばこ税の段階的な引上げの施行日であります。第4号、第3条及び附則第4条の規定を、令和4年4月1日とします。これは法人税の見直し関係の施行日であります。

第2条、改め文の第2条の規定による改正後の伊江村税条例、附則第3条の2の規定は、附則の前条第2号に掲げる規定の施行の日、ここでは令和3年1月1日を指しますが、その日以後の規定に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるとします。

第3条は、新条例第24条第1項、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、令和2年度分までの個人の村民税については、なお従前の例によるとします。

第2項は、令和3年度分の個人の村民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書き中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額とする。としております。これは令和3年度分の申告に係る文言の適用措置を定めております。

第4条は、第3条の規定による改正後の伊江村税条例の規定中法人の村民税に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度による改正前の法人税法第2条第12号の7に規定する「連結子法人」の連結親法人事業年度分の法人の村民税について適用するとします。ここで言う4号施行日というのは、ページ上段の第4号の令和4年4月1日を指しております。第2項は、4号施行日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例によるとします。

第5条、第6条は、村たばこ税に関する経過措置であります。第5条は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日、ここでは令和2年10月1日を指しますが、その日前に課した、または課すべきであった葉巻たばこに係る村たばこ税については、なお従前の例によるとします。

第6条は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日、ここでは令和3年10月1日を指しますが、その日前に課した、または課すべきであった葉巻たばこに係る村たばこ税については、なお従前の例によるものといたします。以上で、議案第63号の改正内容についての説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

新旧対照表に基づいて質疑をします。2ページ、24条の1項、2項です。ひとり親、寡婦（寡夫）控除、これ女性の場合は、寡婦はそのままですが、男性についてはひとり親となっています。今は、男女同権だとか、ジェンダー平等だとか言われている中で、男の場合だけひとり親という言葉に変えるのはどういうことなのかということ。

それからもう1点、15、16ページですが、法人の村民税にかかる納期限の延長の場合の延滞金、これが全てカットされていますが、これはどういうことなのか。連結決算とかという連結納税制度の見直しという話もありましたが、伊江村では連結納税制度を使っている企業があるのかどうかについて、伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

1点目の、男性と女性の違い、改正後においても、また男性と女性の若干の制度の違いはありますけれども、これに関しても今後また、国の法律改正だとか、条項に私たちとしては注視しながら国の制度のほうに合わせていくという回答になります。

2点目の、新旧対照表の14、15ページ、第52条の省略については、資料の最後のページになりますけれども、内容としましては、実際に国の連結納税制度が廃止することによって、この第52条の4項、5項、6項、これが全て必要なくなるという観点からの削除になります。島の法人税の納税で連結されている企業というのは日本たばこ産業（J T）なんですけれども、実際法人、村の法人税の納付には個別算定方式、資料5の中段になっていますけれども、個別申告方式で、地方税そのものには法人税の制度が適用されていない連結納税制度自体が、地方税には適用されていないということになっていますので、今のJ Tは、たばこ取り扱い上がございますので、その分だけの法人税の納付になって、今回の改正においてもその制度自体には変更はありません。制度と納付方法については、法人税、国の改正のほうになって、今回の条例改正はあくまで

も文言と条項番号の整理ということで、御理解いただきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

最初の質疑についてですが、「男」だけ「ひとり親」という言葉を使うということについて、国の表記に従うという答弁でしたが、村長、国はそういう表記を使ったことについて、私の質疑には答えられていないんですが、どうしてそういう表記にしたのかということについて、どう考えますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

住民課長も想定外の質疑で、非常に戸惑っておりますが、私もそういうことで今、一生懸命この資料を見ているんです。この2枚目で①現行の寡婦（寡夫）、夫に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦、女性の婦人の婦は、（ひとり親）を除くを対象とするということでありますから、これは男と男性で違いがあるから、ひとり親としてやっているのではないか。詳細な具体的な理由はわかりませんが、ひとり親及び寡婦（ひとり親を除く）、この資料を見てください。2ページにあります。両方を対象とすると。その下では夫（未届）、妻（未届）の記載があるものは、対象外とするということでありますから、今ここでは具体的に答えられませんが、何らかの理由があつて、この男、やもめと言いますか。男性のほうはひとり親で、女性の通常言っている寡婦については、そのままこれまで現行どおりの表記になっているのではないかと考えております。決して男女共同参画の中での観点からの話ではなくて、何らかの理由があつて、「男」については「ひとり親」、女性については、これまでどおり「寡婦」ということの事情があつて、（ひとり親を除く。）とありますから、それぞれ分けて表記するという部分については、何らかの理由があると思つて、名嘉議員が懸念しているようなその男女共同参画の社会を実現していこうという中で、そういう意味からの使い方ではないかと考えておりますが、住民課長が一生懸命この後、勉強して議会中には答弁すると思つますから、それを待っていただければと思つます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島 袋 勉 議員

参考資料1の中で質疑させていただきます。昨今は電子たばこ等が大分出てきておりますが、この説明書の中では電子たばこ等がないんですが、それはどこのほうに入ってくるのか。

それと、紙巻たばこ等はわかるんですが、私喫煙者ではあるんですけども、葉巻たばこというのが0.7グラムという数字が出てきているんですが、葉巻たばこというのは、どういったものが葉巻たばこになるのか。市販されている中でもいいですよ。銘柄がわかるのであれば。それがちょっとわかりづらいんですが、その定義がわからないので、銘柄等なんかでもあるんでしたら、その辺を説明をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

加熱式たばこの改正につきましては、昨年度の条例改正におきまして、未来日付の改正で既に改正が行われております。これも令和2年、来る10月1日の改正であります。今回の条例改正は、あくまでも葉巻たばこに特化した改正になっていますので、加熱式たばこの件は書いていないんですけども、全体的にたばこ自体が1本1円、10月1日から上がるというイメージを持っていただければと思つます。また令和3年10月

1日には、また1本1円というイメージで、税金が上がると。2段階上がるということで御理解いただきたいと思います。

葉巻たばこは令和3年10月1日に上がります。先ほどおっしゃっていたたばこは、白いものが巻いている。このたばこの先が白いものが紙、一般的にいう紙巻たばこになるんですけど、これですね。この部分が、実際に葉巻、たばこの葉っぱ、この葉巻がここという葉巻たばこという形で、これが0.7グラム未満のものになっていますので、ここの税負担が少ないということですので、今回、改正になります。キャメル、いろいろあります。お店に行くと、若干安く売られているやつです。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。 (休憩時刻14時40分)

再開します。 (再開時刻14時50分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第63号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第63号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第63号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第63号 伊江村税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第64号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第64号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更についての提案理由を御説明いたします。

今回の変更につきましては、新たに北部振興事業で実施を予定しております、これまで「メッシュサポート」と申し上げておりましたが、「沖縄北部地域救急救助ヘリ運航事業」という名称において、事業費の財源のうち、市町村の負担割合を新たに設定する必要があるために、同規約を変更することについて、地方自治法第286条第2項の規定によりまして、議会の議決を必要とするものでございます。なお今回の、先ほど申し上げましたこの救助ヘリ運航事業につきましては、10月1日でもって、運航開始をしていく予定で現在、進めているところでございます。

それではページをめくっていただきまして、北部広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約の変更内容を、御説明申し上げます。北部広域市町村圏事務組合規約の一部を次のように変更する。第12条第5項中「第15号」を「に規定する事務に係る経費」に、「負担割合は」を「負担割合を新たに定める必要がある場合は」に改める。ということで、年度当初、その経費に北部広域市町村圏事務組合の負担金については、既に決定しておりますので、この負担割合がこの北部の緊急ヘリ事業でもって、新たにこの負担割合を定める必要があるために、この文言を挿入されて改めるということで、各市町村のこの北部救急ヘリ事業の負担割合を定めるために、この文章を改めるということになっております。

附則としまして、この規約は、組合を組織する市町村の協議が整った日から施行する。ということで、以上が提案理由の説明と、変更の説明ということになっております。

以上で、改正内容、変更の内容の説明とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

関連質疑でお願いしたいと思いますが、先ほど副村長の説明の中にもありましたとおり、救急ヘリの再開が来月、10月から再開ということではありますが、これまで本当に村民が待ち望んでいたことが再開という形になりまして、本当に喜んでいることだと思っておりますが、今回特に伊江島空港をヘリ基地とするということで、それもまた大変よかったのかと思っております。

この救急ヘリに関しては、これまでも再三、一般質問をさせていただきましたが、北部広域の中でいろいろと撤退があり、紆余曲折があったのは御承知のとおりではありますが、その中で相当、伊江村長は頑張っているという話を関係者からも聞いておりまして、大変喜んでおりますが、今後、再開した後に村の医療センターとの関わりですね。村の医療体制はどうなるのかということ、まず1点、伺うものと。

あとこの事業は、新聞によると来年の3月31日までですか。というような何か限定的なことがありまして、またその後は、広域の予算の関係、そして北部基幹病院の開院等にいろいろと関係してくるということを書かれていましたが、それについて後で村長のほうから説明をお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

後ほど、村長も御答弁なさると思います。医療的なものは、また医療保健課の課長からも補足があると思いますが、今回2年ぶりということで、北部地区でのヘリ運航がスタートするという事で、期間的なお話も議員の御質疑にありました。2021年3月までということの期限がついている理由につきましては、今現在、行われている北部連携事業、これの事業期間の満了までということになっていまして、2020年度までということで、期限は設定されております。基幹病院がこれから動き出すわけなんですけど、そこでまた救急ヘリ、そういったものが整備されていけば、これがまたどういうふうに変化するのかという部分もございまして、その辺はまた村長から答弁があるかと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 山城直也君。

○ 医療保健課長 山 城 直 也 君

村の医療体制についての影響なんですけれども、MESHヘリが10月から再開されることに伴いまして、同乗するのはヘリには操縦士のほか、医師、看護師が同乗します。医師の派遣については、受託しましたのでMESHサポートのほうで琉大病院、中部徳洲会病院、南部徳洲会病院、中頭病院からの医師の派遣を依頼して、1週間のシフトをこの7人体制で組む予定にしております。その他に救急救命士が同乗しますが、それはMESHサポートの所属職員と、あと一人応援、要請するという事で、村の医療体制については、さほど影響はないということでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

山城議員からもありましたが、できればもっと早く令和元年度の4月からの再開を、北部広域の事務局にお願いしておりましたが、ようやく再開にこぎつけたという感じを持っております。いろいろありました

けれども、従前の均等割、人口割の負担ではなくて、今回再開するには、やはり実績割も導入しましたが、この後の補正予算でも計上していますから審議をお願いしたいと思いますが、北部12市町村のいろいろと温度差がありましたが、同意を取り付けて運航再開するという点については、これまでの人口割による負担割合ではなかなか難しい部分があって、均等割プラス実績割という負担割合の、要するそのために今、この規約の変更をやっているわけです。そういうことで理解をしていただきたいと思います。とりあえずは令和3年度まではこの事業は継続する予定です。令和3年度、来年度までは。その後、どういう事業名なるかわかりませんが、5年間の次期北部振興対策事業の中でも、伊江村としては、北部広域で事業をスタートして、継続事業としてできるように、要請をしていきたいと思っております。

基幹病院との兼ね合いからいいますと、この事業をやるために、このMESHも理解をしています。北部基幹病院が令和6年に開業して、ドクターヘリ、あるいは防災ヘリが設置されたら、これをもって民間の緊急搬送事業の役割は終えた。要するに公的な部分でやらないから、自分らが担っているんだという強い理念の中でこれまでやってきましたから、そういうところで制度が整備されたら、民間の事業所であるMESHとしては、これまでやってきた一定の役割は終えたという部分と、このまた北部基幹病院のヘリ事業の役割をMESHとして担っていくかどうかを、この基幹病院と今後、調整していくというような考え方を持っているのではないかと思っておりますが、とりあえずは基幹病院が整備されて、そこが担う間、しっかりやりましょうという部分は、受託しているMESHサポートとも、お互いは共通認識だというふうに思っております。とりあえずは令和3年度まで、しっかりこの事業をして、その実績をもって令和4年度以降の5年間も、その事業が継続できるようにやっていきたいと思っております。それによって離島あるいは山間部のへき地で生活している住民の安心・安全な生活が確保できるという部分では、一つまたいい展開になるのではないかと思っておりますので、とりあえずは、10月1日から運航再開するという点ですので、今後のこの事業の再開を見守ってきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

6番 山城善彦議員。

○ 6番 山 城 善 彦 議員

ということは、結局は基幹病院ができるまでのこのつなぎとしては継続できるような形では、12市町村ではある程度、確約はとれているという形で理解していいですか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

令和3年度まではこの事業はやるというのは、もう了解済みです。ただ次の令和4年度からの5年間の次期、北部振興事業においては、これから北部12市町村の中で審議をしていくということですが、再開するまでに2年半、非常にいろんな方面から審議をしてきましたので、そういう部分を理解していただければ、次期の5年間についても、継続できる可能性は高いと思っております。いずれにしても北部広域圏事務組合の中の理事会の中で協議していくということですので、令和3年度までは事業は継続するという点で理解していただきたいと思っております。次期もできるように、伊江村としては一生懸命に取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻15時06分)

再開します。

(再開時刻15時17分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第64号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第64号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第64号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第64号 北部広域市町村圏事務組合規約の変更について、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第65号 伊江村E&Cセンター送風機機器購入の契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第65号 伊江村E&Cセンター送風機機器購入の契約についての提案理由を、御説明申し上げます。

契約金額が3,102万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が282万円）。契約の相手方 福岡県福岡市南区向野1丁目22番11号、株式会社 川崎技研、代表取締役社長 木川信雄と契約をしていきたいと考えております。なお今回、購入する備品については、ごみ焼却運転に必要な燃焼用空気を送る送風機2台、そして排煙送風機2台となっております。議員のお手元に資料として施工範囲あるいは写真の資料が提出されていると思いますので、御参照の上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○ 議長 渡久地政雄君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番 並里晴男議員。

○ 2番 並里晴男議員

今回の備品購入の事業につきまして、この事業は補助事業であるのか、補助事業であったらその事業名を教えてください。

その備品につきましては、耐用年数がわかりましたら、耐用年数をお聞かせ願ひます。

○ 議長 渡久地政雄君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知念利次君

事業は特定防衛施設周辺整備調整交付金事業であります。耐用年数に関しましては、清掃工場主要設備の耐用年数によりますと、4台あるうちの手元の資料にあります、一次押込送風機と二次押込送風機と、排ガス、減音用送風機に関しては、耐用年数が15年で、誘引送風機につきましては、耐用年数が10年となっております。

○ 議長 渡久地政雄君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並里晴男議員

E&Cセンターにつきましては、これまでも備品購入で整備をされてきているわけですが、備品につきましては、耐用年数とかがあるとか、あるいはまた備品管理として、適当なしっかりした管理はしないといけないと思います。当然、備品台帳に記載すべきものだと思います。備品台帳にこの事業名、そして耐用年数が先ほど、建設課長からあった耐用年数というのをしっかりと書き込んでいって、管理するものだと思います。

ます。

またこの機械につきましても、備品につきましても、シールがあるかと思いますが、そういったこともしっかりとやるかどうか、伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

議員おっしゃるとおり、備品台帳にも事業名と、耐用年数をちゃんと記載をして、あと15年後にこういった備品の対応ができるように整理していきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

今回のE&Cセンターの備品のみならず、後ほどの議案にも備品購入の契約がありますので、関連になるかもしれませんが、各備品購入されたこの管理につきましては、先ほど建設課長が答弁していただいたように、管理していただくよう一応、確認をしておきます。答弁はいいです。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第65号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第65号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第65号 伊江村E&Cセンター送風機機器購入の契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第65号 伊江村E&Cセンター送風機機器購入の契約について、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第66号 村立保育所厨房備品購入の契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第66号 村立保育所厨房備品購入の契約について、提案理由を御説明申し上げます。

契約金額が1,144万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が104万円）。契約の相手方 宜野湾市我如古3丁目15番27号、株式会社 ミュージウム、代表取締役 亀里博文と契約をしていきたいと思っております。なお今回、購入する備品は、現在建築中の箇所、西保育所の調理室に備えつける調理備品等であります。その主なものは業務用冷蔵庫、スチームコンベクションオーブン、食器消毒保管庫などであります。本事業は沖縄振興特別推進交付金事業で実施するものであります。

納入期日については、令和3年3月24日までの予定でございます。以上で提案理由とさせていただきます。御審議方よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第66号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第66号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第66号 村立保育所厨房備品購入の契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第66号 村立保育所厨房備品購入の契約について、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第67号 村立保育所備品購入の契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第67号 村立保育所備品購入の契約についての提案理由を、御説明申し上げます。

契約金額が1,738万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が158万円）。契約の相手方 宜野湾市我如古3丁目15番27号、株式会社 ミュージアム、代表取締役 亀里博文と契約をしていきたいと考えております。なおこの備品購入の事業につきましても、現在建築中の（仮称）西保育所の備品購入となっております。その中の保育室及び事務室で使用するかばん収納ロッカー、保育ベッド、おむつ交換機、保育室、事務用机、ロールカーテンなどを購入するものでございます。本事業も、沖縄振興特別推進交付金事業をもって実施するものであります。

納入期限につきましては、来年の3月24日を予定としております。以上で、提案理由とさせていただきます。御審議方よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地政雄君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっています議案第67号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第67号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第67号 村立保育所備品購入の契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第67号 村立保育所備品購入の契約について、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第60号 令和2年度伊江村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第60号 令和2年度伊江村一般会計補正予算（第4号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,898万4,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億6,149万6,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

(地方債の補正) 第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」によりたいと思います。

4ページをお願いいたします。第2表地方債補正として、地方債の目的、13節緊急防災・減災対策事業債、補正前の額が6,510万円、補正額が910万円、総額が計5,600万円ということでございます。その他の起債の方法、利率、償還方法については、記載のとおりでございます。

詳細の補正については、各担当課長をもって説明をさせたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

それでは補正予算第4号の御説明をさせていただきます。歳入1ページをお願いいたします。12款1項1目地方交付税の細節1. 普通交付税の2億2,951万4,000円の増額につきましては、沖縄県より令和2年度普通交付税額の決定通知がございますので、増額を補正してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

歳入2ページをお願いいたします。14款2項3目、教育費負担金224万2,000円の減額は、1節学校給食費負担金、細節101. から103. まで、小中学校及び幼稚園の給食費の保護者負担分の収入科目でございますが、新型コロナウイルス感染症支援策としまして、1学期の給食費免除を実施しております。そのための保護者負担分の減額措置でございます。1学期に学校給食を提供した日数は、約60日でございます。細節106. 給食費過年度分1万円は、令和元年度分1件の収納による計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新 城 米 広 君

歳入3ページをお願いします。16款1項1目民生費国庫負担金52万2,000円の増額は、令和3年度の報酬改定に伴う障害福祉のシステム改修に対する補助率2分の1の補助金でございます。

歳入4ページをお願いします。2項1目民生費国庫補助金1,253万7,000円の減額でございます。細節101. 地域型保育事業補助金1,281万7,000円の減額は、小規模保育事業が当初より縮小となったことや、開園時期が4か月延びたこと等による減額でございます。詳しくは歳出にて、説明いたします。細節109. 28万円の増額は、子育て世帯臨時特別給付金事業におきまして、県の教職員や駐在、普及員等、村外機関から児童手当を受給している世帯につきしては、村で把握していないことから12世帯、28名分が対象世帯から計上漏れしていることが判明したので、補正計上しております。

歳入5ページ、17款2項2目民生費県補助金381万9,000円の減額でございます。細節104. 715万2,000円の減額は、国庫補助金同様、小規模保育事業の補助金減額分でございます。細節105. 264万円の増額は、待機児童解消支援事業があるということで、県から案内がありましたので当初、村単独費用にて計上しておりました人材派遣会社から紹介されました保育士2人分、住居借上料に計上しておりました保育士6人分の住宅確保経費を申請しまして、交付率2分の1を予算計上しております。細節106. 69万3,000円の計上は、子ども・子育て支援システムの制度改正に合わせました改修費でございます。全額、県補助の事業でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

歳入戻りまして4ページ、16款2項7目総務費国庫補助金1,942万4,000円の増のうち、1節、細節102. 住基・戸籍システム改修費補助金642万4,000円の増につきましては、令和5年5月に改正されました戸籍法に伴う改修業務に係る補助金で、改修内容は本籍地以外の市町村窓口でも、戸籍謄抄本の取得を可能とすること。戸籍の附票に生年月日、性別等の本人確認情報の追加記載をするための改修に係る補助金であります。全額補助で今年度で回収し、令和5年度の運用に向け準備をするものであります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

同じく歳入4ページ、5目教育費国庫補助金、1節細節121. 児童福祉施設緊急包括支援事業50万円の計上は、新たに児童福祉施設等への新型コロナ対策への国庫補助金の計上でございます。詳細につきましては、歳出にて御説明させていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

同じく4ページ、7目の総務費国庫補助金、細節203. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金1,300万円につきましては、環境省予算でございまして、2050年度温室効果ガス80%削減の長期目標を踏まえた脱炭素イノベーションによる社会システムに向けた可能性調査事業であります。詳細につきましては、歳出で改めて御説明申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

歳入6ページお願いいたします。22款3項6目雑入です。細節128. 介護広域連合精算償還金647万2,000円の増額につきましては、令和元年度沖縄県介護保険広域連合の決算に伴う精算償還金となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

同じく2節、細節160. 地域おこし協力隊支援事業販売収入25万円は、落花生の試験買い取り販売事業に係る、加工業者が購入した落花生の販売代金を計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮 城 弘 和 君

7ページをお願いいたします。23款1項1目村債の13節緊急防災・減災対策事業債につきましては、910万円の減額となっております。細節101. 小学校ブロック塀改修工事760万円の減額及び、細節102. 防災無線放送施設整備事業150万円の減額につきましては、それぞれ事業費の確定によるものでございます。

次に、歳出の説明に移ります。歳出1ページをお願いいたします。1款1項1目議会費、3節の職員手当等17万円の増額につきましては、人事異動に伴うものでございます。17節備品購入費6万1,000円の増額につきましては、プリンターが使用不能となり、業務に支障をきたしているため、プリンター購入費として計

上させていただいております。

2ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費の1節報酬57万5,000円の増額、3節職員手当等2万4,000円の増額につきましては、当初予算において、会計年度任用職員報酬を一般事務補助員で計上してございましたけれども、移住コーディネーターの採用により増額補正するものでございます。なお、移住コーディネーターの報酬等の経費につきましては、特別交付税で措置されることとなります。2目文書広報費につきましては、防災無線放送施設整備事業の起債減額による財源組替えでございます。4目財産管理費でございます。12節委託料346万5,000円の増額。14節工事請負費1,507万7,000円の増額につきましては、沖縄振興特別推進交付金事業で実施いたしますバス停留所の上屋根整備事業費でございます。バス事業者と調整をいたしまして、設置希望箇所のJ A伊江支店前、診療所前、西崎団地入口、旧西崎農協舎前の4か所を整備する予定でございます。設計において、詳細仕様は決定いたしますが、利用人数、利用頻度、設置場所のスペース等を考慮いたしまして、アルミフード屋根の5人余のベンチ付のバス停を計画してございます。次に、24節積立金の細節101. 財政調整基金積立金1億1,745万3,000円の増額につきましては、本補正予算の財源調整額として、補正措置するものでございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

政策調整室長 内間常喜君。

○ 政策調整室長 内 間 常 喜 君

続く企画費につきましては、2,169万円の増額補正でございます。まず細節658. パークゴルフ場整備事業につきましては、報酬、旅費、需用費、備品購入費の各細節に増額をお願いするものでございます。まず報酬につきましては、当初会計年度任用職員2人分を計上しておりましたが、土日を含めたローテーション勤務を実施する場合、4人体制が必要となることから、年度末までの相当額を補正措置するものでございます。8節旅費につきましては、会計年度任用職員1人分の通勤手当として補正計上してございます。10節需用費は、コロナ対策のアルコール消毒薬、休憩所となるあずまや等の塗装に係る予算として計上させていただいております。17節備品購入費につきましては、来場者用のロッカー2台分と、雑草の刈払機を購入する費用として計上させていただいております。戻りまして、12節委託料の細節661. 脱炭素イノベーション事業につきましては、歳入でも申し上げましたが、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金による、温室効果ガス80%削減の長期目標を踏まえた脱炭素イノベーションによる、社会システムに向けた可能性調査事業でございます。本事業は、環境省の補助事業を活用いたしまして、一般社団法人低炭素社会創出促進協会が地方自治体を対象に自治体や企業、住民が一体となって持続可能性を有する地域循環型の取り組みを底上げし、脱炭素社会の実現を目指す計画に必要な可能性調査や、地域関係者との合意形成を行う協議会の開催等を行う事業に対し当該経費の一部を補助する事業でございます。それでは伊江村で何を行うかということになりますが、伊江村にも事業所を有するアール・イー・アイ、または琉球大学、沖縄電力、新エネ開発等と共同研究を行っていく中で、エネルギーの調達先と供給先を調べるポテンシャル調査を行って、将来的に電気小売事業の必要性和事業所の検討を行うソフト事業になってございます。18節負担金補助金及び交付金につきましては、細節202. 北部広域圏事務組合振興負担金として557万4,000円の増額でございます。これは規約の変更等でも御説明がございましたが、北部地域救急救助ヘリ運航事業の市町村負担額として、今回計上させていただいております。このたび、内閣府から令和2年、3年度事業で採択され、北部地域で取り決めた均等割30%、実績割70%で案分した額を各市町村の負担額として提示されておりますので、計上させていただいております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知念利次君

7目レク広場関連費の150万円の増額でございますが、10節需用費150万円は、ゴルフ場のショートコース4番ホール側にあります防球フェンス、高さ7メートル、幅30メートル、3段あります上段の2段が経年劣化、塩害等により金網がさびて剥がれ落ちている状況であり、近隣の農用地へボールが突き抜けていく危険があり、早急に補修が必要でありますので、増額補正しております。

○ 議長 渡久地政雄君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平敷兼清君

歳出3ページ、2款2項1目税務総務費249万2,000円の増額であります。3節、細節14. 児童手当は支給対象者の増によるものです。11節、細節3. 手数料及び、17節、細節3. 機械器具費につきましては、税務係で使用しているプリンターが、経年劣化による故障や不調が続いており、業務に支障をきたしていることから、3台を購入したく計上しております。11節、細節3. 手数料は、プリンター購入後、税システム等の連携プログラムを設定費用で、3台分の99万円。17節、細節3. 機械器具費も同じく3台分の140万2,000円を計上しております。

続きまして、2款2項2目賦課徴収費は43万3,000円の増額であります。22節、細節101. 還付金で42万8,000円。102. 加算金で5,000円の増額です。法人住民税におきまして、令和元年度に予定納付を行っていた事業所で決算確定により、還付が発生したことによるものであります。当初予算見込みより、不足が生じたため還付金及び加算金をそれぞれ増額計上しております。

次のページをお願いします。2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、先ほど歳入で説明いたしました総務費国庫補助金の住基戸籍システム改修費補助金を充当いたします。歳出は、当初予算で計上しているため、財源を組み替えて執行いたします。

○ 議長 渡久地政雄君

休憩します。

(休憩時刻15時50分)

再開します。

(再開時刻16時05分)

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新城米広君

歳出5ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費192万2,000円の増額計上でございます。11節役務費、細節3. 手数料17万9,000円の計上は、60歳から74歳までを対象に、現在の仕事の状況及び今後の仕事への意欲に関するアンケートを実施し、今後の生きがい対策や高齢者福祉サービスの向上を図りたいと考えております。そのアンケートの調査員手数料としまして、対象者1,189人、回収率1通当たり150円として、17万9,000円を計上しております。細節627. 9万2,000円の計上は、補正3号で計上しました75歳以上、後期高齢者と障害者への臨時特別給付金におきまして、返信封筒用の切手が不足をしておりますので、追加計上しております。12節委託料、細節123. 福祉システム改修委託料は、令和3年度の報酬改正等に伴うシステム改修の委託料でございます。18節負担金補助金及び交付金、細節133. 40万円の増額は生活保護世帯へのエアコン設置補助につきまして、申請者8件を見込んでおりますので、予算計上してございます。5目戦跡保存費800万円の増額につきまして、本村は先の大戦の戦禍を物語る戦跡や記念碑が多く点在しておりますが、戦後75年が経過し戦争体験者が少なくなるとともに、歴史の風化が懸念されるところであります。戦跡は生きた教材として重要視されており、場所や物、起きた出来事などを的確に把握し、平和学習としてどう使えるか。将来にどう伝えていくべきか。計画及び整備が必要だと考えております。一括交付金事業を活用しまして、今年度は検討委員会を立ち上げ、その中で資料収集及び基本調査、整備箇所の選定などを行い、

基本設計の策定を行う予定でございます。6目は飛ばしまして、8目身体障害者福祉費5万円の計上は、18節、細節108. 身障者自動車改造費補助金の申請を1件見込んでおりますので、予算計上しております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

住民課長 平敷兼清君。

○ 住民課長 平 敷 兼 清 君

6目に戻りまして、6目介護保険費337万2,000円の増額であります。18節、細節103. は、沖縄県介護保険広域連合の令和元年度決算に伴う精算負担金であります。細節272. 新型コロナウイルス感染症対策事業として、2点の事業を実施したく増額計上しております。1点目は、介護サービス事業所における新型コロナウイルス感染症対策費補助金として、デイサービス・プロテック、ぐすく会、社会福祉協議会、麗峰会に対し、感染症対策を徹底しつつ、介護サービスを継続的に提供するための費用の補助金として、1事業所当たり、上限を20万円として補助します。補助対象経費は、感染防止のための衛生用品、消毒用品等の物品購入費や面会室等の改修費、追加的人件費等に充てるための補助金であります。

2点目は、介護従事職員相互派遣事業であります。対象事業所として、ぐすく会、社会福祉協議会、麗峰会において、入所者、通所者、事業所職員が新型コロナウイルス感染症等に感染し、または濃厚接触の疑いなどで職員が出勤停止になった場合、家族への協力依頼、サービスの利用調整、代替職員の緊急確保、勤務体制の変更等、事業所において、あらゆる手段や自助努力をもってしてもなお、介護に従事する職員が不足し、介護サービスの継続が不能になった場合に、村が仲介となり異なる事業所間で職員の応援派遣を実施する事業であります。村と各事業所間で派遣に関する覚書を締結し、事前に派遣職員を登録することで、実際に介護職員が不足する事態となったときには、迅速に応援派遣ができるような体制を整備いたしました。この相互派遣事業に賛同していただきました事業所に対する財政支援として、感染症予防対策に係る経費及び業務継続体制に万全を期するための対策費、相互派遣時に係る予備的経費に充てるものとして1事業所につき20万円を補助し、覚書に基づき職員を実際に派遣する事態となった場合には、派遣元に対し1案件につき30万円を補助するものであります。補正の内容としては、1点目の感染症対策費補助金で一律20万円の4事業所で80万円、介護従事職員相互派遣事業におきまして、3事業所分を想定し60万円、職員を派遣する事態となった場合の派遣元への補助金として180万円の計320万円を計上しています。現段階では社会福祉協議会と、ふさと苑で覚書を締結しており、麗峰会は現段階では覚書の締結には至っておりませんが、村内3事業所が一丸となって非常時においても介護サービスが継続できるよう、引き続き交渉し態勢を整えていきたいと考えております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新 城 米 広 君

歳出6ページをお願いします。2項1目児童福祉総務費89万7,000円の減額でございます。1節報酬、細節102. 子ども・子育て支援会議委員報酬を3人の3回分、3万6,000円を計上しております。11節役務費及び18節負担金補助金及び交付金の細節111. 新型コロナウイルス感染症対策事業は、補正2号にて、新型コロナ対策地方創生臨時交付金事業へ振り替えするということで説明したものでございます。振替作業も完了しておりますので、今回減額措置しております。18節、細節110. 28万円は、歳入で説明しました県教職員等の12世帯28人分の給付金の計上でございます。3目保育所費2,028万2,000円の減額でございます。2節給料、細節101. 300万円の増額は、当初フルタイムの会計年度任用職員は11人でありましたが、保育士1人、調理師1人の有資格者2人を雇用に結びつけることができました。その分の増額計上でございます。3節職員手当等は増員分に伴う不足分を計上してございます。12節委託料及び18節負担金補助金及び交付金の

細節654. 地域型保育事業につきまして、補正の理由が2つございます。まず民間保育所へ支払う費用の適正科目は、児童福祉法第24条第1項に基づき、児童の保育を実施した場合の市町村が支弁すべき費用と解され、負担金となります。よって18節の負担金補助金及び交付金が適正科目となりますので、12節から18節へ振り替える措置を行っております。

次に、金額についてですが、村の認可保育園となったあおぞら小規模保育園は、当初定員が19人までの小規模保育事業を実施する予定で、一緒に取り組んでまいりましたが、職員体制がなかなか整わず、県に情報提供をいただきながら、徐々に質を高めていくことも可能との助言もあり、あおぞら小規模保育園と協議を重ねた結果、まずは10人規模の保育事業から進めることで認可申請を受け、9月9日付で村の認可の運びとなりました。今後は体制が整い次第、19人規模に移行できるよう、協力しながら取り組んでまいります。よって、当初より事業縮小となったことや実施期間として、12か月分の経費を計上しておりましたが、6か月になったことなどから、2,432万円が減額査定となりまして、1,368万円を計上しております。18節、細節103. 4,000円の計上は、保育士会の会員数割の4,000円の負担金が計上漏れしておりましたので、計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 山城直也君。

○ 医療保健課長 山 城 直 也 君

歳出7ページです、4款1項1目保健衛生総務費、3節職員手当等は扶養手当の算定による18万円の増額計上でございます。2目予防費412万2,000円の減額計上です。10節需用費、細節5. 印刷製本費57万8,000円の計上は、がん検診及び婦人がん検診受診券の案内通知書印刷費で不足が見込まれますので、増額計上をお願いいたします。細節603. 新型コロナウイルス感染症対策事業費、需用費と備品購入費に計上しておりました、5月に補正1号で計上していた予算で、6月に地方創生臨時交付金事業への組替えのための減額でございます。3目母子保健事業費8万円の計上は、10節需用費の燃料費、12節委託料の精密検査委託料に不足が見込まれますので、それぞれ4万円の増額計上をお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知 念 利 次 君

4目環境衛生費7万円の増額でございますが、3節職員手当等、細節4. 23万4,000円の減額は、人事異動に伴う減額補正でございます。10節需用費、細節1. 消耗品費21万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策としまして、聖苑のウイルス除菌用消毒液等に不足が生じたので、増額しております。13節使用料及び賃借料、1節自動車航送料等の9万4,000円の増額でございますが、TNR事業、いわゆるさくらねこ移送費として増額計上しております。今年に入り、動物基金が発行する無料チケット、行政枠チケットを利用し、6月末時点で9頭の不妊、去勢手術を実施し、7月、8月は新型コロナウイルス感染拡大防止による県の非常事態宣言などがあり、実施できませんでしたが、今月は20頭の不妊、去勢手術の予定をしております。受け入れの動物病院が1回につき5頭しか手術できないとのこともあり、数回に分けての搬送となりますので、自動車航送料を増額しております。一応、10月以降も事業を実施していく予定でございます。なお、TNR事業についてですが、昨年度からチケットを利用して5頭、村単独費で10頭、合計15頭の不妊、去勢手術を実施しております。先ほど申し上げましたとおり、1回につき5頭の受け入れになり、その作業自体が前日にネコの捕獲、当日島から動物病院へ搬送し、翌日朝に引き取り、帰ってきてからの元の場所に戻すという3日間の業務となり、担当職員が1泊2日の出張となります。他の業務をこなしながら、かなりの負担となることから、今回から村内のボランティアの方、3人ほどいますけれども、そ

の方の協力を得て、このTNR事業を展開していきたいと思ひます。その搬送に必要な自動車航送料、高速代、宿泊費等を交通費として、実費弁償としてそのボランティアの方へ支払いしていきたいと思ひます。

歳出8ページをお願いします。4款2項1目清掃費36万円の増額でございますが、12節委託料36万円は、細節108. 廃家電リサイクル収集運搬委託料につきまして、廃家電、冷蔵庫、テレビ、洗濯機、エアコンの本島への運搬料ですが、当初予算計上時点では、前年度実績により予算計上しておりますが、今年度は8月時点で前年度は190台でしたが、今年度は8月時点で178台、約93%を執行しております、不足が考えられますので、4家電、100台分の30万円と車両航送料6万円、合計36万円の増額補正をお願いします。

2目E&Cセンター運営費の9万4,000円の増額でございますが、3節職員手当等7万7,000円の増額につきましては、細節5. 通勤手当、細節22. 会計年度任用職員通勤手当、8節旅費、細節1. 費用弁償はE&Cセンター職員2人、会計年度任用職員3人の通勤手当等、月当たり2,000円の計上漏れがありまして、今回増額補正しております。なお、細節22. は、フルタイムの会計年度任用職員2人、細節1. は、パートタイム会計年度任用職員1人の計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農業委員会事務局長 大城 篤君。

○ 農業委員会事務局長 大 城 篤 君

歳出9ページをお願いします。6款1項1目農業委員会費、10節需用費5万円。11節役務費20万4,000円については、9月から実施します営農意向調査アンケートに係る村外地主への郵送費用、封筒代と切手代となっております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

同じく6款1項2目農業総務費134万円の計上は、3節、細節7. 超勤手当で今回の新型コロナウイルスに係る給付金事業等によります、職員6人分の超勤手当を計上してございます。3目農業振興費1,013万6,000円の計上は、11節、細節679. 農産物食品加工センター改修事業20万円は、実績におきまして既存施設のアスベスト分析調査が必要となり、その分析費用を計上してございます。12節、細節433. 人・農地問題解決推進事業は、実質化された人・農地プラン策定に係るアンケート調査及び地図化に対する委託料を計上してございます。策定プランは今年度中に策定を予定しております、営農意向調査を踏まえまして、その結果を既存の地図システムへ落とし込み、見える化した地図を作製いたします。細節678. 地域おこし協力隊支援事業につきましては減額し、15節の同じく細節678. と組み替えて、農家からの落花生の購入費用に充てたく、組み替えの減額措置を講じております。細節679. 農産物食品加工センター改修事業につきましては、加工センターの雨漏り等によります建築工事が必要となっており、その工事管理委託業務費を計上してございます。14節、細節679. につきましては、加工センターの雨漏り等によりまして、電気の分電盤や配線等の工事の追加費用を計上してございます。18節細節105. 県野菜フェスティバル負担金1万5,000円、細節107. 沖縄県農業機械士協議会負担金1,000円は、ともに当初予算にて均等割及び面積割等の計上がございましたので、追加計上してございます。細節126. 担い手育成総合支援協議会補助金30万円につきましては、高収益作物、次期作付支援交付金事業の事業主体である協議会へ運営補助金として交付したく、計上してございます。

4目複合作物振興費15万円の計上は、18節、細節108. 生活研究会補助金で村の郷土料理の伝統継承や子どもたちに食育等の普及活動を行っている生活研究会へ運営補助いたします。5目畜産費52万円の計上は、11節、細節661. 畜産総合施設整備事業42万円は、事業認定にかかります新聞広告料及び事業時に申請時に

必要な県証紙代を計上してございます。

ページ開けまして、歳出10ページをお願いいたします。同じく18節、細節106. 家畜排せつ物管理施設設置補助金10万円は、汚濁流出防止の浸透柵設置申請が1件ございますので、計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

農林水産課参事 玉城正朝君。

○ 農林水産課参事 玉 城 正 朝 君

7目農地費1,026万円の計上は、8節、細節477. 管理体制整備促進事業9万6,000円を減額し、10節、細節477. へ組み替えて、土地改良区だより等の印刷費に充当いたします。細節657. 農業集落排水事業（伊江地区）7万5,000円の計上は、実施設計に必要な農業集落排水施設標準積算指針及び設計指針の図書費購入費を計上してございます。12節、細節479. 団体営実施計画変更等策定業務は、新規地区の（仮称）東江上第4地区実施計画策定業務費を計上してございます。12節、細節564. 団体営農地保全整備事業は、東江上第1地区の費用対効果と策定業務費を計上してございます。13節、細節102. 借上料を15万円減額し、細節9. 賃貸料へ組み替えて、残土置き場用地を確保したく計上してございます。14節工事費、細節564. 団体営農地保全整備事業500万円の計上は、工事に係る花卉圃場等の電柱移設等に係る工事費を計上してございます。18節、細節567. 農業集落排水事業（伊江地区）18万5,000円の計上は、集落排水事業の工事に必要な資材単価調査負担金を計上してございます。10目堆肥センター運営費211万9,000円は、10節、細節6. 修繕料211万9,000円につきましては、去る7月26日の落雷により、堆肥等のコンプレッサーの基盤、太陽光発電の基盤及び施設カメラが破損しており、その修繕費用を計上してございます。

歳出11ページをお願いいたします。6款2項2目林業振興課150万円の計上は、14節、細節569. 馬場並里線整備事業で、補助事業対象外の用地に植栽を行うため、防草シート、支柱及び一部建物の取り壊し費用を計上してございます。

歳出12ページをお願いします。6款3項1目水産業総務費22万7,000円の計上は、3節、細節7. 超勤手当で、新型コロナウイルスに係る給付金事業等による超勤手当を計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

商工観光課長 島袋英樹君。

○ 商工観光課長 島 袋 英 樹 君

歳出13ページをお願いいたします。7款1項2目商工振興課3,476万1,000円の増額補正です。10節需用費5万5,000円、11節役務費4万7,000円、飛びまして26節公課費9,000円につきましては、公用車1台分の車検時に係る費用でございます。当初予算での計上漏れにより、今回補正計上してございます。12節委託料45万円の計上は、令和元年度予算を繰越しいたしまして、伊江島城址施設案内板を設置する事業でございます。設置するにあたって、地中に埋設する基礎部分の容量を確定する必要があることから、構造計算を算出するための委託料として計上してございます。17節備品購入費3,420万円の計上は、細節685. 観光情報発信機能強化事業、本部港待合所に設置しております43型テレビでございますが、村内の観光スポットやイベント情報の発信を行っております。画面が小さく見えづらいとの指摘等や故障等があることから、65型への画面を大きくし、かつ高画質なテレビ1台を一括交付金事業を活用して整備を行ってまいりたく、計上してございます。細節686. ビーチクリーン整備事業の計上は、伊江ビーチ内の景観性向上を図るため、サンゴの枯死がらや流木等を取り除くためのビーチクリーナー2台、専用トラック2台を一括交付金事業を活用して整備するための計上でございます。砂浜面積が約9,400平方メートルございまして、1台での1時間処理能力が3,600平方メートルであることから、2台必要として計上してございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

建設課長 知念利次君。

○ 建設課長 知念利次君

歳出14ページをお願いします。8款2項3目排水維持費の90万2,000円の増額でございますが、13節、細節230. 具志排水浄化施設維持管理費につきましては、具志排水施設隣りの浸透池の堆積物除去時重機使用料89万2,000円と、堆積物を一旦、伊江港内に仮置きしへドロ状態から数日間乾燥させた状態で運搬するために、伊江港内の現在、消波ブロックを製作している荷捌き施設の一角を使用するため、沖縄県へ港湾施設使用料1万円、合計90万2,000円の増額補正でございます。

歳出15ページをお願いします。8款3項1目住宅管理費の65万円の増額でございますが、17節65万円は、細節101. 村営住宅備品購入費は、今年3月に完成しました第2城団地集会所の折り畳み椅子24脚、折り畳みテーブル4台の購入費でございます。団地入居者からも要望があり、本来なら完成時点で購入すべきでありましたが、大変申し訳ありませんが、今回補正し購入したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮城弘和君

16ページお願いいたします。9款1項1目非常備消防費につきましては、公民館等の避難場所における感染予防対策として、避難者用マスク、避難所の消毒液等の衛生用品を購入するために、17節備品購入費から、10節需用費へ48万円の事業費の組替え措置でございます。13節使用料及び賃借料の7万円の増額につきましては、各公民館に常設しております自動体外式除細動器（AED）のリース料に、当初予算に計上誤りがございましたので、補正してございますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万寿祥久君

歳出17ページをお願いいたします。10款1項2目事務局費、4節共済費15万円の減額は、細節5. 雇用保険料負担金28万円の減額は、会計年度任用職員の任用による雇用保険加入人数の減による、負担金の減額となっております。細節7. 労働者災害補償保険料負担金13万円と、18節、細節3. 団体生命共済事業負担金4,000円の計上につきましては、予算に不足が生じているための増額計上をお願いいたします。細節539. 児童福祉施設緊急包括支援事業50万円は、児童福祉施設等への新型コロナウイルス感染対策支援の国庫補助事業として、村内預かり保育を実施しておりますあおぞら保育所が対象となり、1件上限50万円の補助金を計上するものでございます。これ補助率は国庫10分の10となっております。

続きまして18ページお願いいたします。2項小学校費、1目学校管理費、補正額はゼロとなっておりますが、3号補正で、学校再開に伴う感染症対策支援事業としまして、各小学校に100万円のコロナ対策に要する事業費として、需用費を計上しておりました。そのうち今補正で10節需用費からの細節453. 伊江小学校で18万円、細節454. 西小学校の72万6,000円を、17節備品購入費に予算を組替えして、コロナ対策を実施するための予算措置でございます。2目教育振興費、19節扶助費4万8,000円は、細節102. 特別支援教育就学奨励費で、追加対象者2人分の増額計上でございます。3目学校建設費、13節使用料及び賃借料40万円は、細節663. 小学校ブロック塀改修工事におきまして、今年度工事を進めております伊江小学校の校庭のガズィマール等の移植と、来年度工事実施予定をしております西小学校の校庭の樹木の剪定を実施するため、重機使用料の計上でございます。

歳出19ページをお願いいたします。3項中学校費、2目教育振興費、19節扶助費299万8,000円の減額は、細節103. 修学旅行援助費で12月1日から予定をされておりました2年生の修学旅行でございますが、新型

コロナの影響を考慮し、翌年度、来年の5月への延期が決定しましたことによります減額措置でございます。3目学校建設費、16節公有財産購入費1,232万4,000円の計上は、細節654. 伊江中学校教員宿舍整備工事におきまして、教員宿舍の建設用地費の計上でございます。なお、建設用地につきましては、現在交渉中で決定はしていませんが、補正額につきましては、今交渉中の鑑定評価に基づいた算定で予算を計上するものでございます。

ページをめくりまして、歳出20ページをお願いいたします。4項1目幼稚園費、10節需用費、細節301. 伊江幼稚園で10万3,000円、細節302. 西幼稚園で14万9,000円、こちらにつきましては、教育支援体制整備事業のコロナ感染症対策の物品購入で、17節備品購入費へそれぞれ予算を組み替えて、空気清浄機等の購入に充てるものの予算措置でございます。12節委託料、細節104. 預かり保育仕出委託料の22万円につきましては、幼稚園で春と夏休み期間に実施しております預かり保育時の昼食、いわゆるケータリングの村内業者への委託料でございますが、今年4月の春休み分の日数の積算が漏れと、単価が若干変更になりましたことにより、当予算に不足が生じておりますので、増額計上をよろしくお願いいたします。

続きまして、歳出21ページ、5項社会教育費、1目社会教育総務費、1節報酬、細節103. 会計年度任用職員58万円の計上は、埋蔵文化財発掘調査作業員を8月から1人増員し、3人体制で業務を行い調査業務の効率化を図るための予算計上でございます。2目公民館費、12節委託料、細節101. 改善センター耐震診断業務委託料93万5,000円の計上は、昨年度から繰越事業の本業務で、県に報告する耐震診断結果報告書に添付する書類の一部、評価機関が証明する書類ということで、耐震診断評価書がこの報告内容に不足が生じておきまして、この補正予算で再度、業者への業務委託をお願いし、今年度12月期限までの県に報告をたく、計上方をよろしくお願いいたします。13節使用料及び賃借料、細節8. 借上料17万円の計上は、台風対策としまして、改善センターのタブノキほか、周辺樹木と伊江中正門前のイスノキの剪定を行いたく計上方をお願いいたします。3目文化財保護費、7節報酬費、細節4. 伊江島考察史現代語訳検討委員会報償金26万円の計上は、原稿作成の作業回数を増やすための増額補正でございます。現在、検討委員会での確認作業が終わり、今年度で原稿を完成させて、次年度の考察史発刊を目標に作業を進めております。10節需用費、細節4. 印刷製本費63万円の減額は、伊江島の民話、絵本第3集の製本冊数を当初800冊から500冊としたことによる減額でございます。11節役務費、細節3. 手数料2万2,000円は、伊江島の民話など教育委員会が刊行する図書に書籍コードを付与するための申請手数料で、10書籍分の計上でございます。

続きまして、歳出22ページをお願いいたします。6項保健体育費、2目体育施設費、3節、細節22. 会計年度任用職員通勤手当7万4,000円は、フルタイム会計年度任用職員2人分の通勤手当、8節旅費、細節1. 費用弁償7万4,000円は、パートタイム会計年度任用職員2人分の通勤手当で、当初予算に計上漏れがあり、計上方をよろしくお願いいたします。8節、細節4. 普通旅費21万円は、久米島で開催予定の県B&G大会の中止に伴う減額で、細節5. 研修旅費7万5,000円につきましては、B&G財団の指導者養成研修の中止に伴う減額でございます。11節役務費、細節652. 総合運動公園整備事業12万6,000円は、屋内体育館工事に伴う事業認定、申請手数料に不足が生じておりますので、増額計上をよろしくお願いいたします。18節負担金補助金及び交付金、細節102. B&G財団研修負担金40万7,000円、細節103. B&G沖繩県大会派遣費34万3,000円の減額は、8節旅費で御説明しました養成研修と、水泳大会の中止に伴う減額でございます。3目学校給食費、10節需用費、細節5. 光熱水費70万円の増額は、給食センター、調理室内にクーラーを設置いたしまして、それに伴う電気代の増額補正でございます。細節6. 修繕料107万7,000円は、ボイラーの不具合による修繕95万円、真空冷却機の設置に伴う電源工事12万7,000円の計上でございます。4目多目的屋内運動場管理費、10節需用費、細節6. 修繕料123万円は7月末の落雷による火災報知器故障の修繕費の計上でございます。5目野球場管理費、10節需用費、細節6. 修繕費33万円につきましては、同じく落雷によ

る球場ナイター照明の送電ユニット破損の修繕費の計上でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

福祉課長 新城米広君。

○ 福祉課長 新 城 米 広 君

歳出23ページをお願いいたします。13款3項1目過年度支出金6万5,000円の計上は、令和元年度児童手当県負担金交付額確定通知による返納分でございます。

以上で、議案第60号 令和2年度伊江村一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。進行します。

日程第23 議案第61号 令和2年度伊江村診療所特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第61号 令和2年度伊江村診療所特別会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ245万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,044万2,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細につきましては、医療保健課長から説明をさせたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

医療保健課長 山城直也君。

○ 医療保健課長 山 城 直 也 君

歳入1ページをお願いします。2款1項1目国庫補助金、細節102. 新型コロナ慰労金交付事業145万円の計上です。新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、診療所などに勤務し、患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として1人5万円を給付する事業でございます。対象者となるのは、今年2月14日から、6月30日までの間に10日以上勤務した診療所、透析センターの医師、看護師、技師、窓口業務、清掃業務、夜間宿直業務を含め、29人分となります。細節103. 新型コロナ感染拡大防止等支援事業100万円の計上は、感染拡大防止対策に要する費用に限らず、院内での感染拡大を防ぎながら、診療体制確保等に要する費用、幅広い補助の対象経費です。主にマスク、消毒液、クリーニング代、廃棄物処理費用などに充だしたいと思います。

続きまして、歳出1ページでございます。1款1項1目診療所事務費の305万9,000円の計上です。3節職員手当等の扶養手当、住居手当に変更がありましたので、扶養手当6万円、住居手当11万円の増額をお願いいたします。7節報償費、細節126. 新型コロナ慰労金交付事業145万円は、歳入で御説明しました医療従事者への慰労金29人分でございます。11節役務費、細節5. 医師賠償責任保険料、それは契約後の予算残高の5万9,000円の減額でございます。12節委託料13万7,000円の減額は、細節107. 細節118. は、契約後の予算残による減額でございます。細節108. 医療システム機器保守管理委託料については、介護リハビリシステムの保守料として、27万6,000円の計上をしております。22節、償還金、利子及び割引料163万5,000円の計上は、労災診療の精算金で令和元年12月の診療費について、先に172万6,000円の診療収入がありましたが、再審査ということで、査定減になったための計上でございます。

次のページをお願いします。2款1項1目診療所医療費19万1,000円の計上は、13節使用料及び賃借料、細節101. 医療機器リース料で、在宅酸素使用料への不足が見込まれますので、増額計上をお願いいたしま

す。2目透析センター医業費80万円の減額は、13節使用料及び賃借料で、超音波画像診断装置リース料の減額に伴うものでございます。

以上、議案第61号 令和2年度伊江村診療所特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(散会時刻16時52分)